

3 公園編

①出入口

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が通行しやすい出入口を1以上設ける。

■整備基準(規則で定めた基準)

外部の道路等と接する出入口の構造は、次に掲げるとおりとする。ただし、地形上又は構造上、次の項に定める構造の園路(※公園編 P2-354)に接続し難い出入口については、この限りでない。この場合においては、整備基準に適合する出入口の位置を明示する案内板を設けること。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。
- (3) 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 警告用の点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。

■整備基準の解説

(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 車止めを設置する場合は、有効幅90cm以上の車椅子使用者が通行可能な部分(車止めの最上部まで有効幅90cm以上を確保したもの)を1以上確保する。 →二輪車等の園内乗り入れを規制する場合においても、車止めの形状や配置等を工夫し、電動車椅子等の使用者の通行を確保する。この場合、視覚障害者の利用の支障とならないよう十分配慮する。 →二輪車等の進入を防ぐための車止めを設置する場合は、車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。 ● 二重に車止めを設置する場合は、有効幅120cm以上の車椅子使用者が通行できるルートを1以上設ける。 ● 車止めを設置する場合、その前後に150cmの水平部分を設ける。ただし、道路の歩道等でこの水平部分が設けられる場合には、これに代えることができる。 	<p>→【図1.1】参照</p> <p>→【図1.3】参照</p> <p>→【図1.2】参照</p>
(5)直接車道に接する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 点状ブロック(警告用)を敷設し、また、境界部に2cmの段差を設ける。 ● 点状ブロック(警告用)は濡れても滑りにくい仕上げとする。 ● 道路から30cm程度離して敷設する。 	<p>→【図1.2】参照</p> <p>→【図1.2】参照</p>

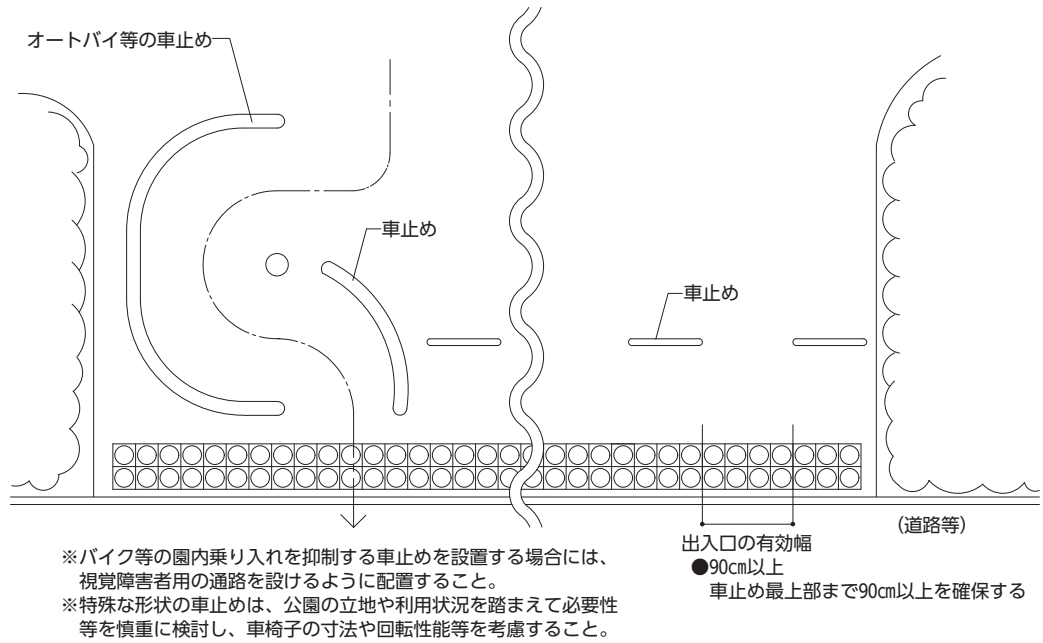
■望ましい整備

(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての出入口を整備基準に適合させる。 ◎ 車椅子使用者同士のすれ違いができるよう、有効幅を180cm以上とする。 ◎ 車止めを設置する場合は、全ての車止めの間隔の有効幅を90cm以上とし、かつ120cm以上の箇所を1以上設ける。 ◎ 車止めは、弱視者が認識できる色調(周辺との対比を考慮)とし、高さ40cm程度以上、太さ10cm程度以上とする。 ◎ 白杖でも車止めの存在が分かるよう、例えば、逆U字タイプでは高さ20cm 	
--------	--	--

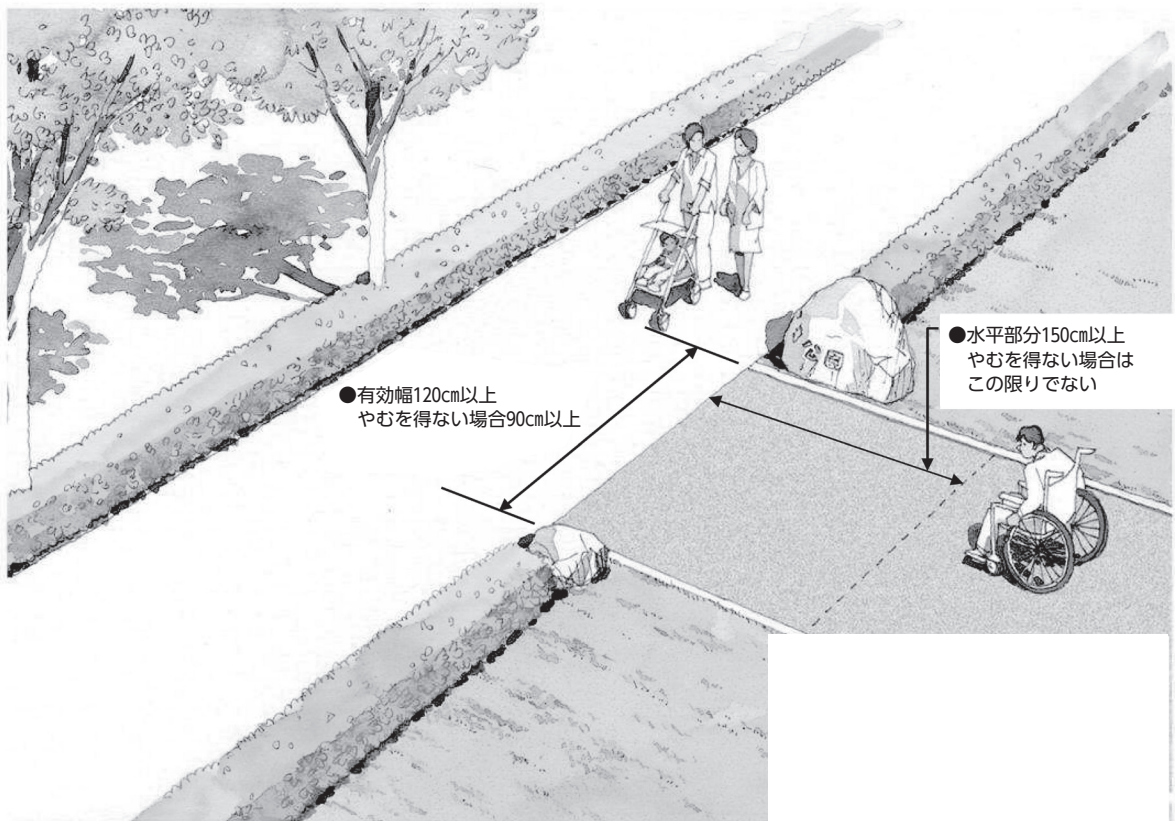
(2) 段差	<p>程度の位置に板状の帯の部分の設けた構造とする。</p> <p>◎ 公園外部の急勾配の公道や傾斜地に出入口が接続する場合、公道等の境界に接して8% (1/12) 以下のすりつけとし、公園内に 150cm×150cm 以上の水平面を設ける。</p>	
車止めの形状	<p>◎ 避難場所等になっている公園で、あらかじめ車両の侵入が想定されている箇所に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。</p>	

《 参 考 図 》

【図1.1】 出入口の例



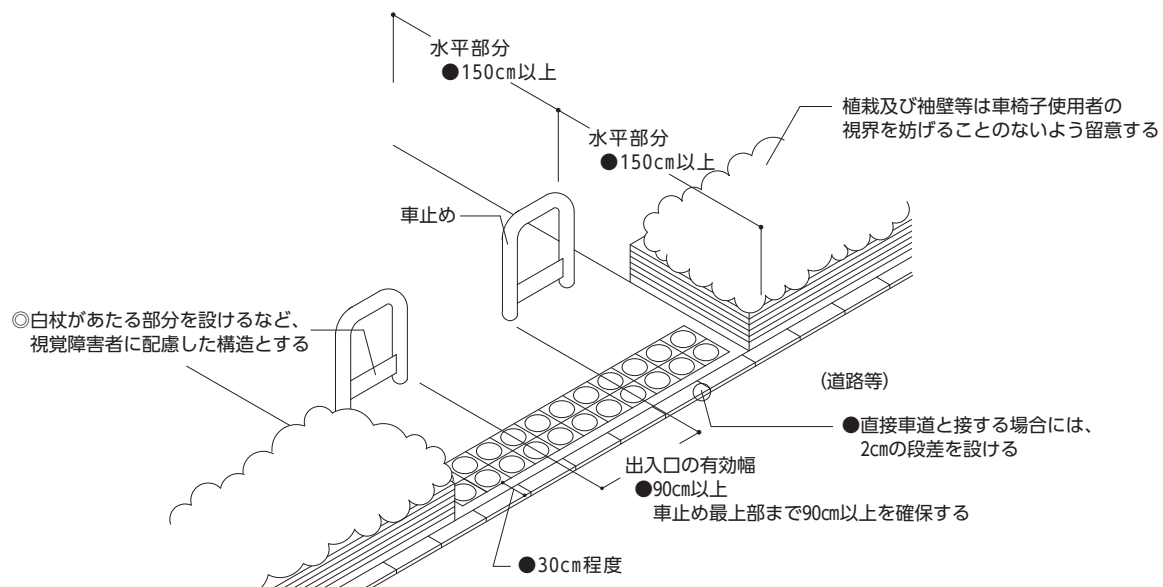
【図1.2】 車止めを設けない例



出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

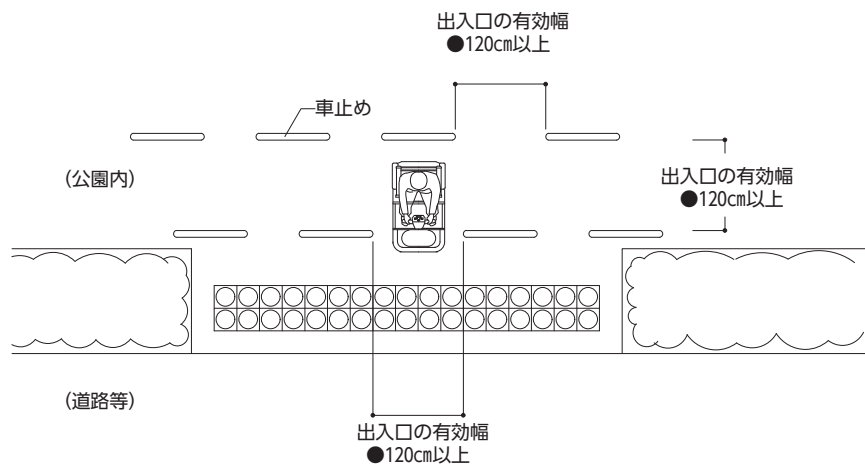
《 参 考 図 》

【図1.3】 車止めを設けた例

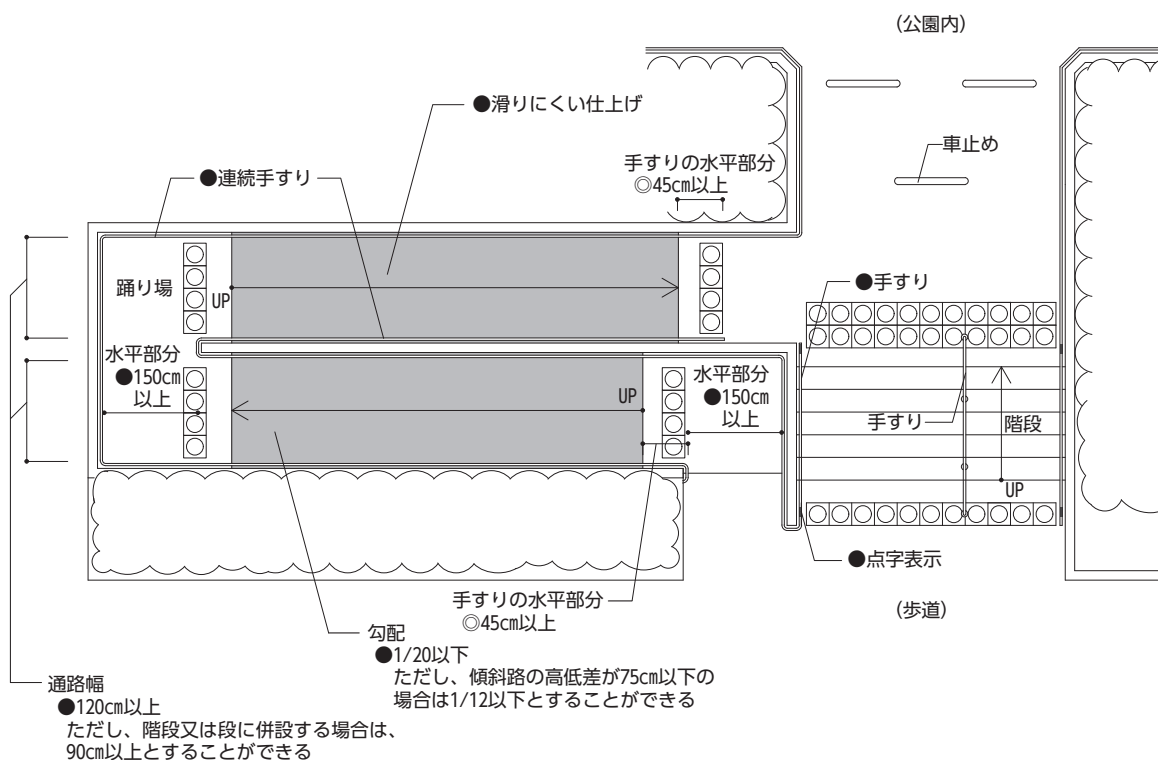


《 参 考 図 》

【図1.4】 車止めを二重に設置する例



【図1.5】 傾斜路併設の例



②園路

【基本的考え方】

高齢者、障害者等が円滑に園内の主要な施設を利用できる園路を1以上確保すること。なお、利用者の利便を考慮し、トイレ・水飲み・ベンチ等の便益・休憩施設に接するものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。当該園路は、前の項に定める出入口（※公園編 P2-348）及び9の項に定める駐車場（※公園編 P2-376）に接続するものとする。また、敷地の境界から当該出入口に至る経路も同様とする。

- (1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50メートル以内ごとに、車椅子を転回することができる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 段差を設けないこと。
- (5) やむを得ず段差を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路（※公園編 P2-362）を併設すること。
- (6) 縁石、街きよ等により段差が生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差が残る場合は、その段差を2センチメートル以下とすること。
- (7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、排水等により特別の理由がある場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (8) 園路に附帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が安定して停止することができる水平な部分を適宜設けること。
- (9) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (10) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。

■整備基準の解説

(1)有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者同士が円滑にすれ違うためには、180cm以上の有効幅が必要である。 →車椅子使用者と人がすれ違うためには、最低120cmの有効幅が必要である。 ● 車椅子使用者同士が円滑にすれ違うよう、車椅子使用者が回転できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。 ● 砂利敷き等の園路を部分的に改修して車椅子使用者等が円滑に通行できる部分を設ける場合には、通行帯の有効幅も180cm以上とする。 	<p>→【図 2.2】参照</p> <p>→【図 2.2】参照</p>
(2)勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 縦断勾配が、やむを得ず4%を超える場合には、高低差75cmごとに、長さ150cm以上の水平部分を設ける。 	
(5)段差の切り下げ	<ul style="list-style-type: none"> ● 切り下げ部分の有効幅は120cm以上とする。 	<p>→【図 2.1】参照</p>

(6)段差	● 車椅子使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。	
(8)観覧場所及び休憩場所	● 観覧場所とは、園路に隣接する施設などを観賞や観覧するためのスペース（植物等（花壇等）の観賞や運動施設等（野球場等）の観覧）をいう。	
(9)路面	● 玉砂利敷きなど、車椅子やベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を設ける。	→【図 2.2】参照
(10)視覚障害者誘導用ブロック	● 視覚障害者誘導用ブロック等は、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいくにより容易に識別できるものとする。	
その他の注意事項	● 水たまりやぬかるみが生じないよう排水について十分配慮する。 ● 路面から高さ 250cm までの空間には障害物がない状態とする。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、衝突防止用の柵等の設置などの措置を講じる。	

■望ましい整備

路面	◎ 全ての園路を整備基準に適合させる。 ◎ 表面が平滑でない石舗装や玉砂利敷き等の場合で、かつ、通路幅が広い場合は、園路の一部に、幅員 180cm 以上の平たんで固くしまっていて滑りにくい部分を設ける。 ◎ 曲がり角は隅切り又は曲線とする。 ◎ コンクリート舗装と土系舗装の境目等では、経年により段差が生じる場合があるので、段差の発生や段差の解消に努める。	
明るさ	◎ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。 ◎ 夜間は必要に応じ通路の要所に十分な照明を確保する。 （例えば、出入口への誘導のため、20～50m 間隔で照明灯を設置することなど） ◎ 主要な園路の路面照度は 1Lux 以上、通行の多い場所は 5Lux 以上とする。	
表示	◎ 園路の途中で園路の縦断勾配が変わる場合には、その手前（園路の分岐点等）に最大勾配等を示す標識を設置する。 ◎ 園路の分岐点等では、その先にある施設名称、階段や傾斜路等がある旨の表示を行う。 ◎ 工事などにより園路が一時的に通行できなくなる場合には、円滑に通行できる迂回路を設けて適切に誘導する。	
その他の注意事項	◎ 主要な園路以外の園路においても、高齢者、障害者等が多く利用する園路には手すりを設置する。 ◎ 動物園、植物園等では、移動・観覧の順路が分かりやすいよう、路面を色分けして表示する。	

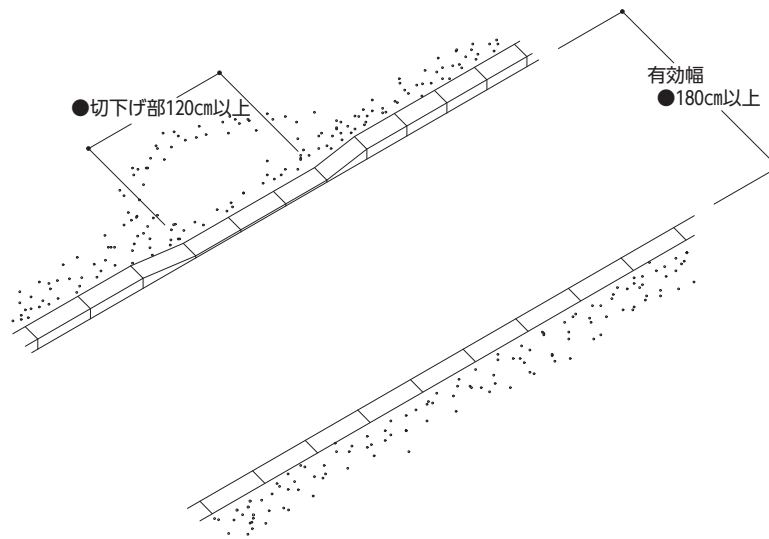
	<p>◎ 安全柵を設置する場合には、車椅子使用者や子どもの視線を遮らないよう、高さや形状に配慮する。</p> <p>◎ 車椅子使用者でも樹木等に近づけ、植栽地、花壇の中に入ることのできる通路を設ける。</p>	
--	--	--

《整備の対象範囲》

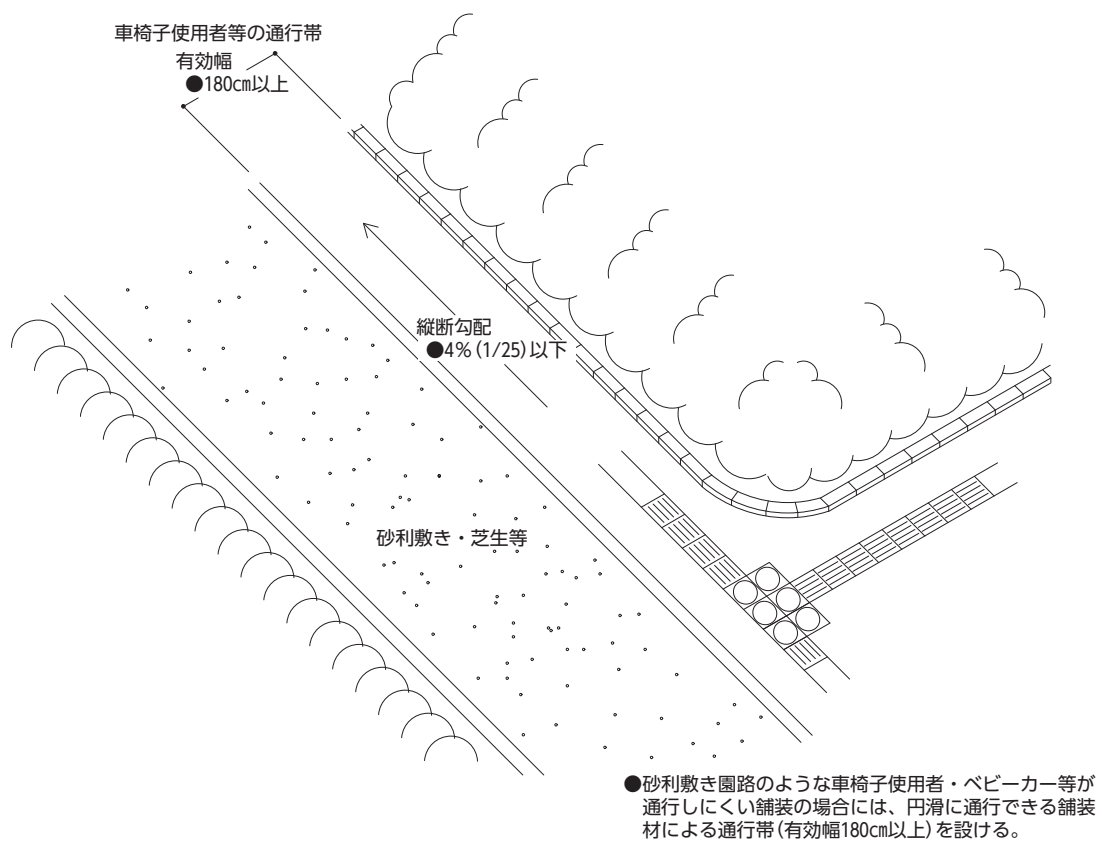
- ◇ 公園等の新たな造成・整備及び既設の施設等を改修等する場合に、整備基準に適合することが義務付けられる。

《 参 考 図 》

【図2.1】 園路の例



【図2.2】 車椅子使用者等の通行帯の考え方



③階段

【基本的考え方】

高齢者、車椅子使用者等の負担軽減と、転落等の防止を図る。

■整備基準(規則で定めた基準)

階段(その踊り場を含む。)の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 回り段を用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (3) 始終点及び高さ300センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (8) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 前の項に定める園路(※公園編 P2-354)に設ける場合は、次の項に定める構造の傾斜路(※公園編 P2-362)を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。
- (10) 階段の始終端部に近接する路面には、警告用の点状ブロックを敷設すること。

■整備基準の解説

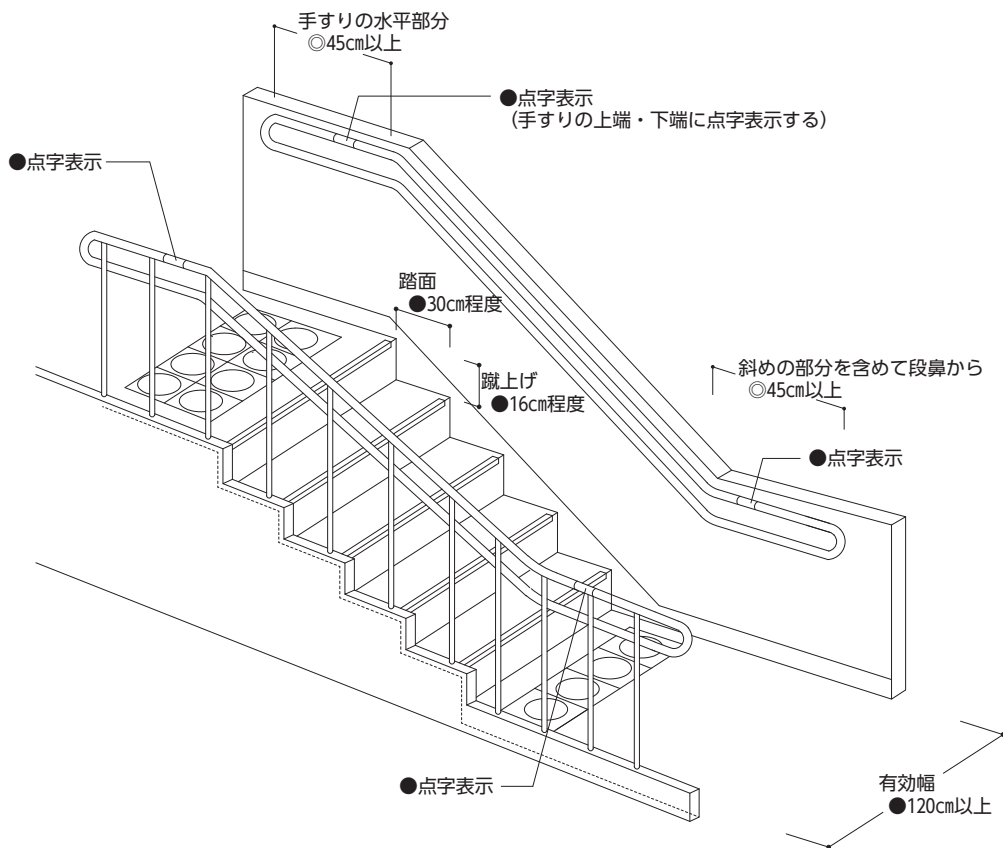
(4)手すり	● 手すりの設置は公共交通施設編「⑰手すり」の整備基準を準用する。	
(5)点字	● 点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ● 点字は、はがれにくいものとする。	→資-96・97参照
(7)路面	● けこみ板を必ず設け、段鼻は突き出さない。 ● 蹴上げは16cm程度、踏面は30cm程度、けこみは2cm以下とし、同一階段では蹴上げ、踏面の寸法は一定にする。 ● 段の位置が分かりやすいよう、段鼻と踏面の明度・色相又は彩度の差を大きくする。	→【図 3.3】 【図 3.4】参照
(8)立ち上がり	● 立ち上がりの高さは、白杖で確認しやすいよう、高さ5cm以上とする。	
(9)傾斜路	● 利用者の利便性を考慮し、できる限り階段の近接地に設置する。 ● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。 ● エレベーター等の基準は、公共交通施設編「⑧エレベーター」等を準用する。	
(10)点状ブロック等	● 長さが250cmを超える踊り場又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。 ● 点状ブロック(警告用)は、階段の終始端から30cm程度離して敷設する。	→【図 3.5】参照 →【図 3.4】参照

■望ましい整備

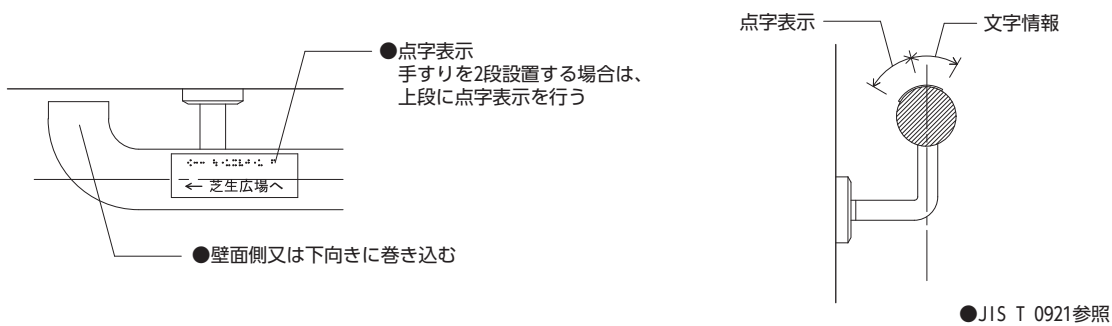
	◎ 全ての階段を整備基準に適合させる。	
踊り場	◎ 高さ 250cm 以内ごとに長さ 150cm 以上の水平部分(踊り場)を設ける。	
手すり	◎ 階段の上端では水平に 45 cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から 45 cm以上、延長して設置する。 ◎ 階段の幅が 300cm 以上の場合には、中央にも手すりを設ける。 ◎ 主要な動線以外の園路にある階段についても、必要に応じて手すりを設ける。	
点字	◎ 行き先情報として、主要な公園施設等の目的施設や出入口の名称を点字と文字(墨字)と矢印(→)の上下 2 段で併記する。 ◎ 上段の手すりの端部から 10cm 程度の上面向きに設置する。	
路面	◎ 段鼻には、踏面等と異なる色の識別しやすいノンスリップを設ける。 ◎ 注意を喚起するため、階段の全幅員にわたって段鼻の先端から 5cm 以上の部分を黄色や白色など認識しやすい色調にする。ただし、階段の幅が広い場合や景観に配慮を要する場所では、手すりのある側の踏面端から長さ 90cm 以上の部分について行う。	
表示	◎ 階段に傾斜路、エレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。	
その他の注意事項	◎ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさ(20Lux 以上の照度)を確保するよう配慮する。	

《 参 考 図 》

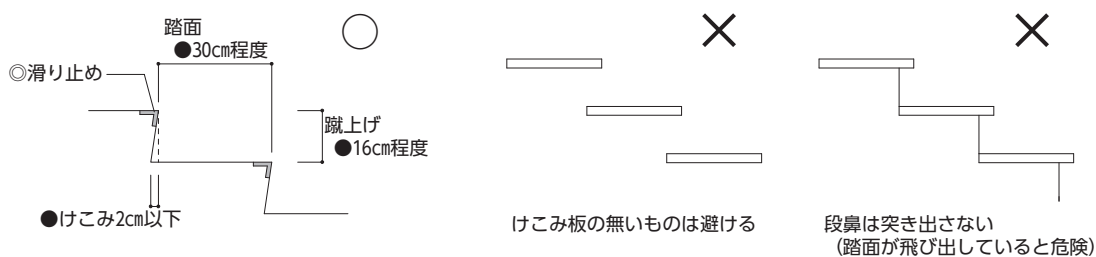
【図3.1】 階段の例



【図3.2】 手すりの端部と点字表示の例

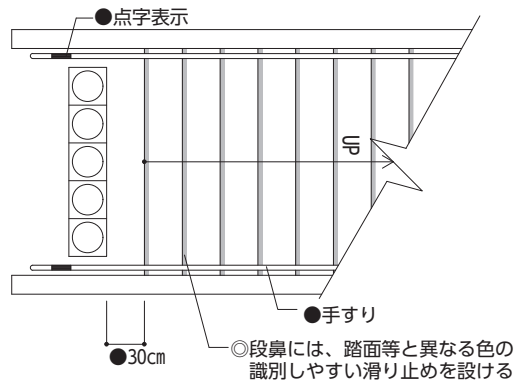


【図3.3】 蹴上げ、踏面の形状



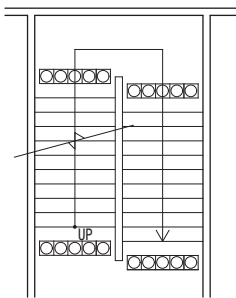
《 参 考 図 》

【図3.4】 階段の前後での点状(警告)ブロックの設置例

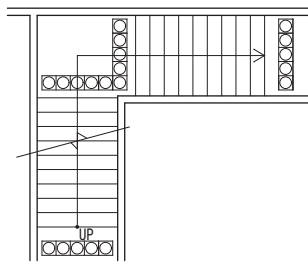


【図3.5】 階段の形状

■折返し階段 ○

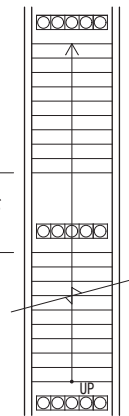


■折返し階段 ○

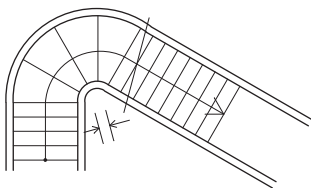


■直線階段 ○

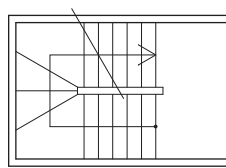
踊り場の幅
●踊り場の長さが250cmを越える場合は、点状ブロック(警告用)を敷設する



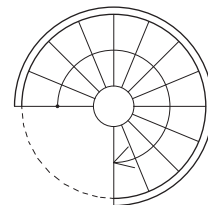
■回り階段 △
(構造上困難な場合に限る。
また踏面の最少寸法は30cm必要)



■回り階段 △
(構造上困難な場合等に限る)



■らせん階段 ×
(らせん階段は主階段としない)



④傾斜路

【基本的考え方】

園路に高低差が生じる場合には傾斜路を設け、車椅子使用者等の通行を確保する。

■整備基準（規則で定めた基準）

傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 始終点及び高さ75センチメートル以内ごとに、長さが150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
- (6) 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 横断勾配を設けないこと。

■整備基準の解説

(2)勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路における車椅子の昇降についての考え方は、建築物編「⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の解説を参照のこと。 ● ただし書の高さとは、踊り場相互間ではなく、傾斜路全体の総高低差のことである。 	→【図 4.1】参照
(3)踊り場	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路の昇り口、降り口及び高さ75 cmごとに、150 cm以上の水平面を設ける。 	
(4)手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりの設置は公共交通施設編「⑰手すり」の整備基準を準用する。 	
(5)立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子が脱輪したり、視覚障害者等が足を踏み外すことのないよう、傾斜路の両側に高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。 	→【図 4.1】参照
(7)横断勾配	<ul style="list-style-type: none"> ● 表面排水等の必要など、特別な理由がある場合のみ2% (1/50)以下とすることができる。 	

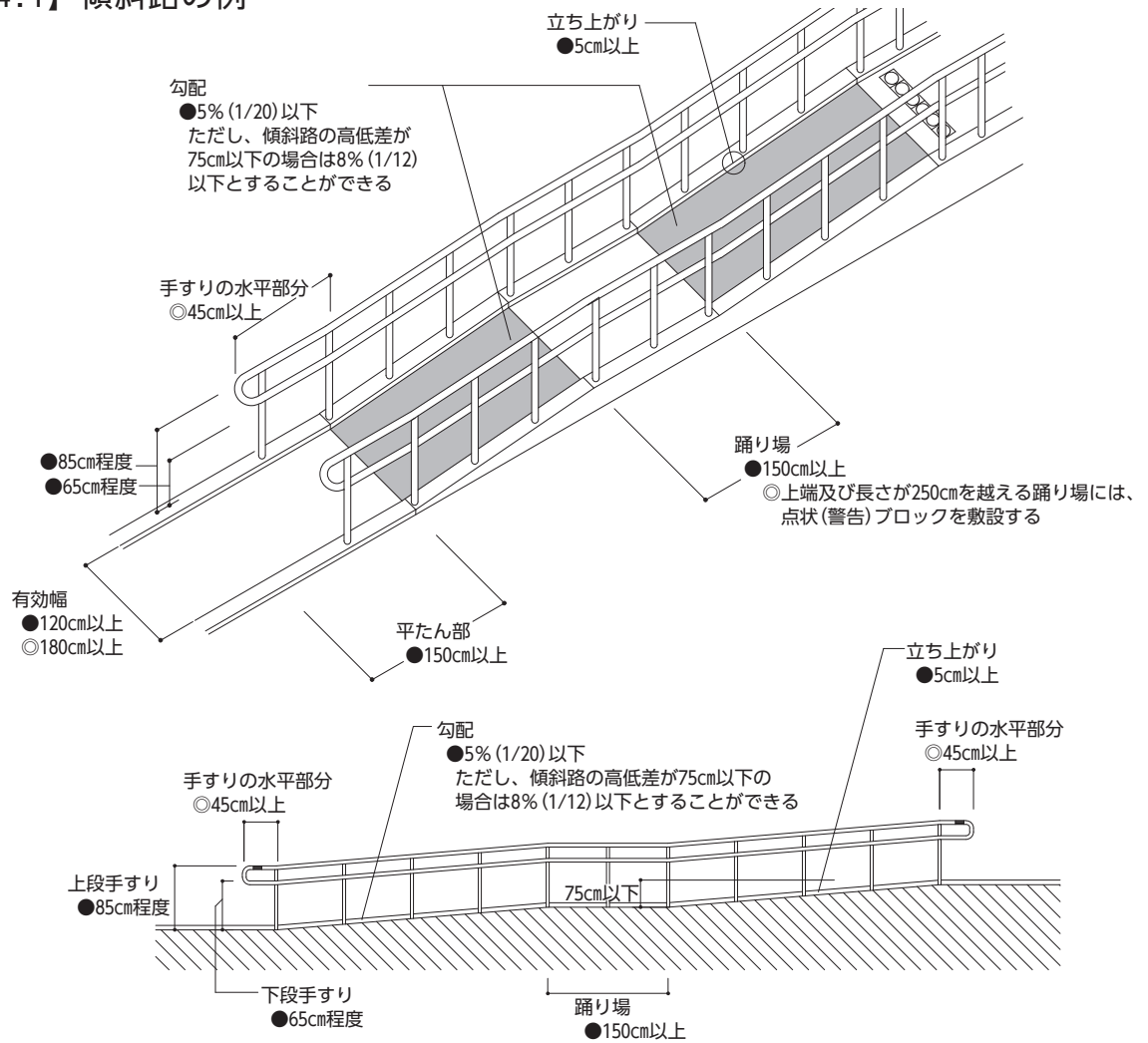
■望ましい整備

有効幅	◎ 全ての傾斜路を整備基準に適合させる。	
手すり	◎ 180cm以上とする。	
手すり	◎ 傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45 cm以上延長する。	
踊り場	◎ 上端及び延長が250cm以上の踊り場には、点状ブロック(警告用)を敷設	

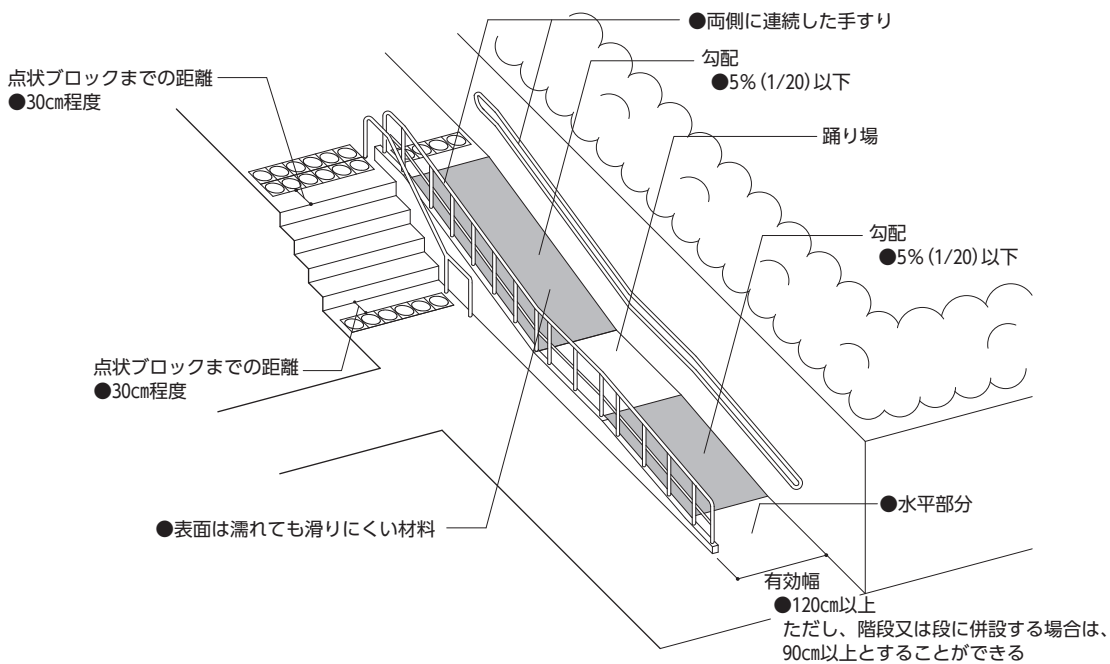
路面	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 傾斜路の面は、舗装材や色を変えるなど、視覚障害者等が識別しやすいものとする。◎ 傾斜路の路面は、土では雨水等で不陸を生じやすく、滑りやすくなるため、コンクリート舗装等で捌け引きやノンスリップ処理を施す。	
----	---	--

《 参 考 図 》

【図4.1】 傾斜路の例



【図4.2】 階段と併設する場合の例



⑤ 転落防止等

【基本的考え方】

転落の危険がある場所での安全確保を図る。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

■ 整備基準の解説

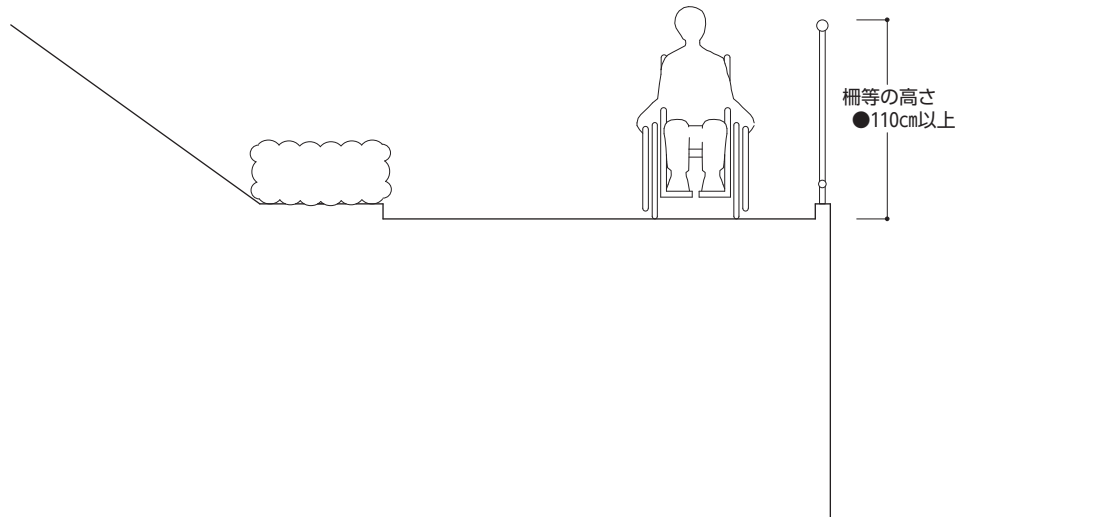
(1) 柵	<ul style="list-style-type: none"> ● 転落防止を目的とする柵の場合は、高さ 110cm 以上で堅固な構造とする。 ● 子どもが登って柵を越えないよう、柵の形状に配慮するほか、不要物等の放置がないよう留意する。 	→【図 5.1】参照
(2) 視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険箇所の手前 30cm 程度の位置に、危険箇所の全幅にわたって設ける。 ● 点状・線状のブロックを JIS T 9251 に準拠し適切に設置する。 	→資-102~105 参照

■ 望ましい整備

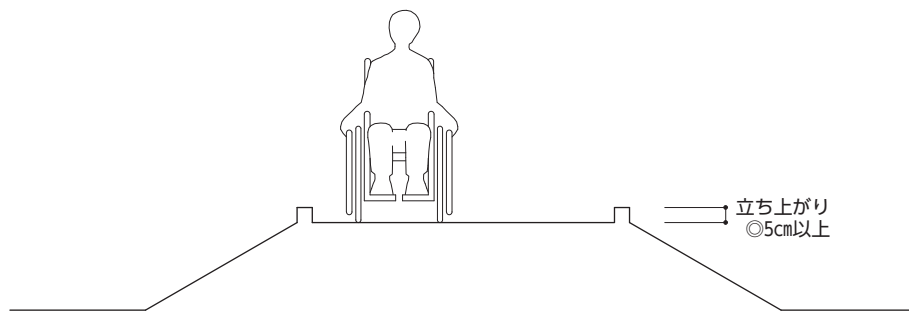
柵・立ち上がり等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての転落防止柵を整備基準に適合させる。 ◎ 園路及び広場に近接して、崖、水面、車両の通行などがある場合には、人止め柵や立ち上がり、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 ◎ 車椅子の脱輪防止や、白杖での確認ができるよう、高さ 5cm 以上とする。 ◎ 車椅子使用者等の視界を妨げない構造・形状とする。横格子など、子どもが登る可能性のある形状は避ける。 ◎ 柵が縦格子型の場合、縦格子の内法間隔は 11cm 以下とする。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 段差のある場所では、段差があることが分かりやすいよう、標識の設置や、舗装の明度、色相又は彩度、材質などを変える。 ◎ 利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保する。 ◎ その他、危険のある場所では、標識や柵の設置、舗装の色調の変更、音声案内装置の設置、誘導員の配置などにより安全を確保する。 	

《 参 考 図 》

【図5.1】 柵等の設置例



【図5.2】 立ち上がりの例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

⑥休憩所

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が快適に使える休憩の拠点を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上を次に掲げる構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項に定める構造の傾斜路（※公園編 P2-362）を併設すること。
- (4) 休憩所は、車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。

■整備基準の解説

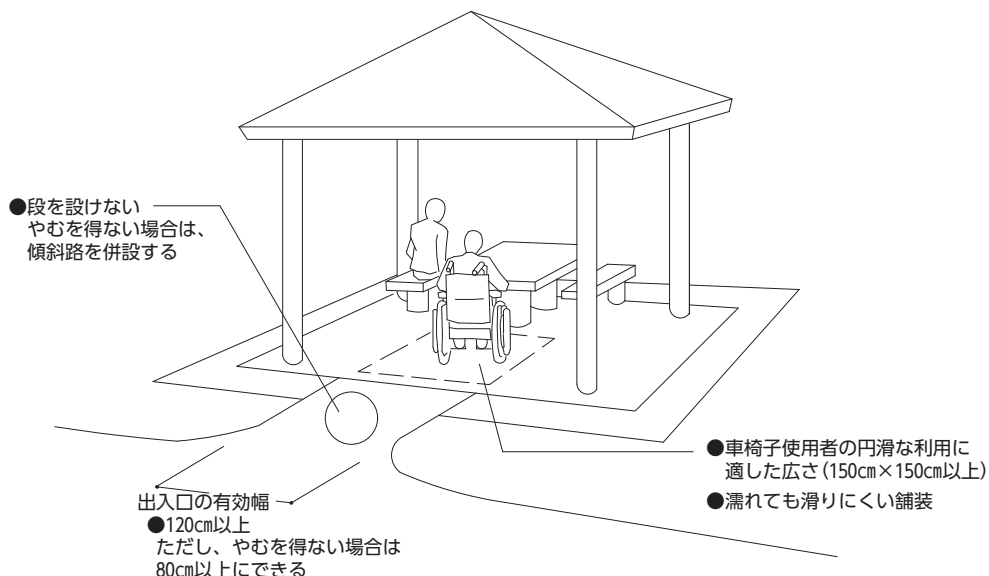
(3)傾斜路	● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。	
(4)スペース	● 平たんで固くしまっていて、濡れても滑りにくい舗装とする。 ● 車椅子使用者の回転等を考慮し、150cm×150cm以上の広さとする。	→【図6.1】参照

■望ましい整備

出入口	◎ 入口の手前には、車椅子使用者の回転等を考慮して150cm×150cm以上の水平部分を設ける。 ◎ 直射日光等を遮るための屋根を設ける。	
-----	--	--

《 参 考 図 》

【図6.1】 休憩所の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

⑦ 野外劇場・野外音楽堂

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が座席まで円滑に到達し観覧できるよう、出入口や通路の幅等を確保するとともに、車椅子使用者等のための観覧スペースを設ける。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する野外劇場・野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 出入口及び通路に段差を設けないこと。
- (3) やむを得ず段差を設ける場合には、4の項に定める構造の傾斜路（※公園編 P2-362）を併設すること。
- (4) 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。
- (5) 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。
- (6) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (7) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (8) 平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- (9) 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
- (10) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、10の項に規定する整備基準（※公園編 P2-380）を準用すること。
- (11) 計画収容者数が200以下の場合、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上を、計画収容者数が200を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上を車椅子使用者用観覧スペース等として設けること。
- (12) (11)の車椅子使用者用観覧スペース等の構造は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - イ 段差を設けないこと。
 - ウ 車椅子使用者が転落するおそれがある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。
 - エ 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトラインに配慮した位置に設けること。

■ 整備基準の解説

(3)傾斜路	<ul style="list-style-type: none">● 段差を設ける場合は両側に手すりを設ける。● 傾斜路を設ける場合は、「④傾斜路」の整備基準を準用する。	
--------	---	--

(10)便所 (12)車椅子使用者用観覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 便所を設ける場合は、「⑩便所」の整備基準を準用する。 ● 建築物編「⑪観覧席・客席」の整備基準を準用する。 	
-----------------------------	--	--

■望ましい整備

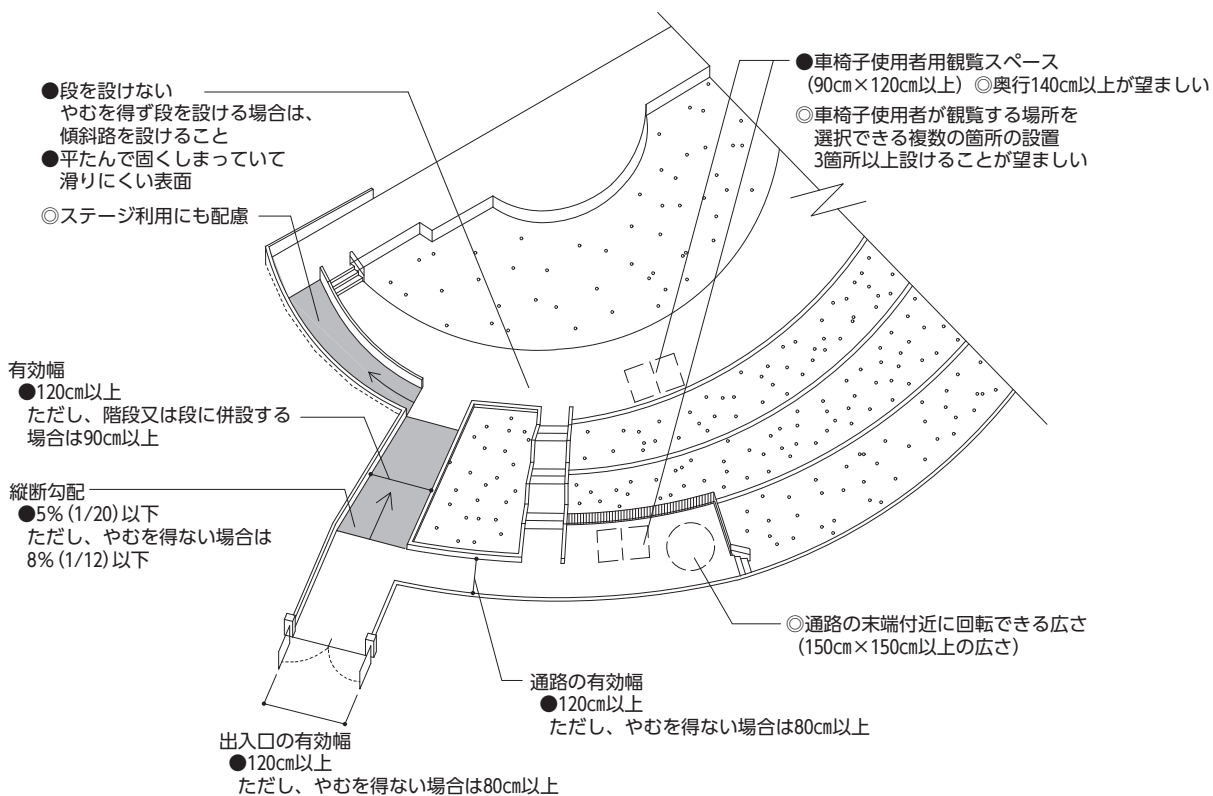
出入口	◎ 出入口の外内に150cm×150cm以上の広さの水平面を設ける。	
スペース	◎ 通路の交差点や端部に車椅子使用者が回転できる広さとして、150cm×150cm以上の広さを確保する。	
有効幅	◎ 通路の有効幅は180cm以上とする。	
表示	◎ 勾配のある通路の終始点に勾配を示す標識を設置する。	
車椅子使用者用観覧スペース	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者が観覧場所を選択できるよう、水平方向及び垂直方向に分散させて、複数の箇所に設置する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースの隣には同伴者用座席を確保する。 ◎ 隣接観覧スペースとの境界には、同伴者等の行動に支障になる柵等を設けない。 ◎ 車椅子使用者の視野は妨げない。細かくても強固な部材や強化ガラス等の透明な部材を使用するなど工夫する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースがほかの観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ◎ 通路と観覧席等に高低差が生じる部分には、5cm以上の立ち上がりを設け、危険性が高い場合は高さ110cm以上の柵を設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースの前列の観客が立ち上がった場合でも、車椅子使用者が観覧できるための配慮をする。 ◎ ステージと一体的な専用の観覧席・客席を設けない場合についても、車椅子使用者用観覧スペースは、サイトラインに配慮した位置に設ける。 ◎ 緊急避難等も配慮して配置する。 ◎ 通路から車椅子使用者用観覧スペースに入る手前に150cm×150cm以上の広さの水平面を設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースには、障害者優先の旨を床面等に国際シンボルマークで表示する。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースは、車椅子使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも3以上設ける。 ◎ 車椅子使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に2以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。 ◎ 通常の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車椅子使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。 	
その他の注意事項	◎ 野外劇場、野外音楽堂のステージには、勾配が5%以下のスロープを設ける。スロープを設けるスペースがない場合、簡易なリフトを設置する。	

◆ソフト面の工夫

◎ 既存施設等において、車椅子使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。

《 参 考 図 》

【図7.1】 野外劇場の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり

⑧公園内建築物・屋内設備

【基本的考え方】

公園内の建築物全般について、高齢者、障害者等を含む全ての人が使いやすいものにする。

■整備基準（規則で定めた基準）

便所及び休憩所以外の公園内の管理事務所等の建築物並びに屋内設備については、別表第2に規定する整備基準及び別表第4に規定する遵守基準を準用する。また、当該建築物内に便所を設ける場合は、10の項に規定する整備基準（※公園編 P2-380）を準用すること。

■整備基準の解説

	● 建築物の整備基準の解説を準用する。	
--	---------------------	--

■望ましい整備

	◎ 子育て支援環境の整備に配慮する。	
--	--------------------	--

⑨ 駐車場

【基本的考え方】

車椅子利用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、車椅子利用者用駐車施設を設けるとともに、車椅子利用者等が円滑に通行できる園路に接続させる。また、敷地の制約等により駐車場の整備が困難な場合においても、自動車で来園した車椅子利用者等が駐車できるスペースを確保する。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上を、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上を、車椅子利用者が円滑に利用することができる駐車施設として、次に掲げる構造により設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)のための駐車場については、この限りでない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 2の項に定める構造の園路(※公園編 P2-354)に接続しやすい位置に設けること。
- (3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。

■ 整備基準の解説

(1)幅員	● 車両を停めるスペースと、片側の乗降用スペースの合計値である。
(2)位置	● 車椅子利用者が利用できる園路に近く、接続しやすい位置に設けるものとし、また、乗降の際の安全性の確保にも配慮する。 ● 段差を設けない。また、歩行通路との境に段差がある場合は、「②園路」の整備基準に準じて段差を解消する。 → 歩行通路自体も園路の整備基準に準ずる。
(3)標示	● 駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を、乗降用スペースの路面に斜線を表示し、車椅子利用者等の駐車スペースであることを示す。 ● 誘導標示は、駐車中の車両により視認を妨げられないよう、車椅子利用者にも見やすい位置及び高さに設ける。 ● 駐車場の進入口から、車椅子利用者用駐車スペースまでの誘導標示を随所に設ける。
その他の注意事項	● 駐車施設の路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。

■望ましい整備

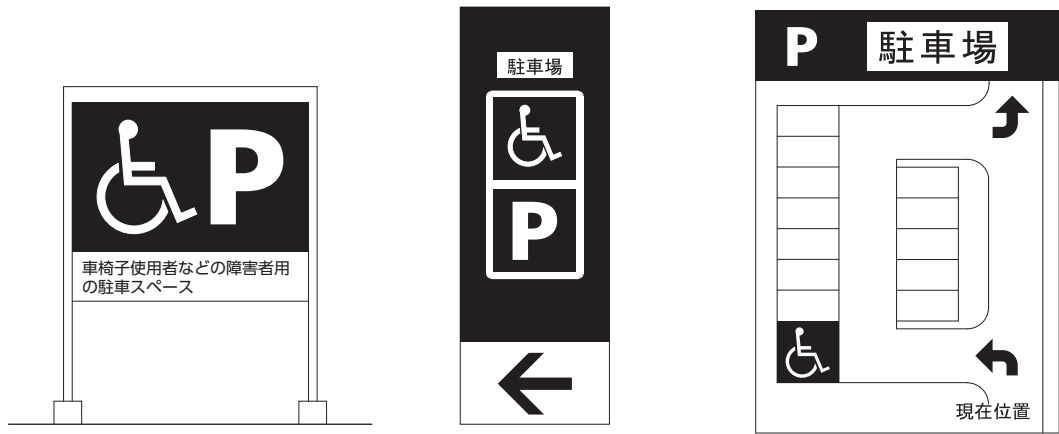
幅	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 公園の規模や利用現状を踏まえ、車椅子使用者等の駐車スペースを、適切な規模で設ける。 ◎ 車体幅のスペースの両側に、幅 140cm 以上の乗降用スペースを確保し、長さは 510cm 以上とする。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設のうち、1 箇所以上について、奥行き 800cm 以上として、福祉車両など大型車両の利用に対応する。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設の後部には、有効幅 180cm 以上で段差がなく、勾配 5%以下の通路(園路)を設ける。
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者用駐車施設は 2 台以上連続して設置する。この場合乗降用スペースは、隣接する駐車スペースと共用できる。
標示	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 路面標示と同時に、標識による位置表示を行う。 ◎ 車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に考慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。 ◎ 「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ◎ 駐車場の出入口付近に、当該駐車場が車椅子使用者等の駐車スペースを備えていることが道路から分かるよう標識を設置する。 ◎ 車椅子使用者の他、外見から分からない人も含めて車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人を対象とすることを明示するため、車椅子使用者用駐車施設付近の分かりやすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて、「ヘルプマーク」などを記載した標識を設置する。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 雨天時の乗降に困難が生じないよう、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋根を設けることが望ましい。 ◎ 屋根を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm 以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保する。(改修等で対応が困難な場合を除く。)
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画を増やすため、「優先駐車区画」を整備し、利用対象者を明示した標識を設置する。 ◎ 精算が必要な場合、車椅子使用者や杖歩行の運転者が容易に料金を支払える設備とする。 ◎ 車に乗り込む前に精算を済ませることができる事前精算機を設置する。 ◎ リフト付き大型バスに対応したスペースを設ける。

→公園編

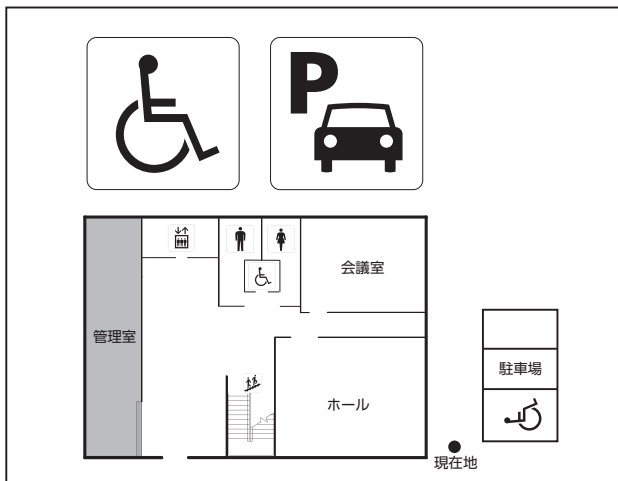
P.2-379 参照

《 参 考 図 》

【図9.1】立札による表示例

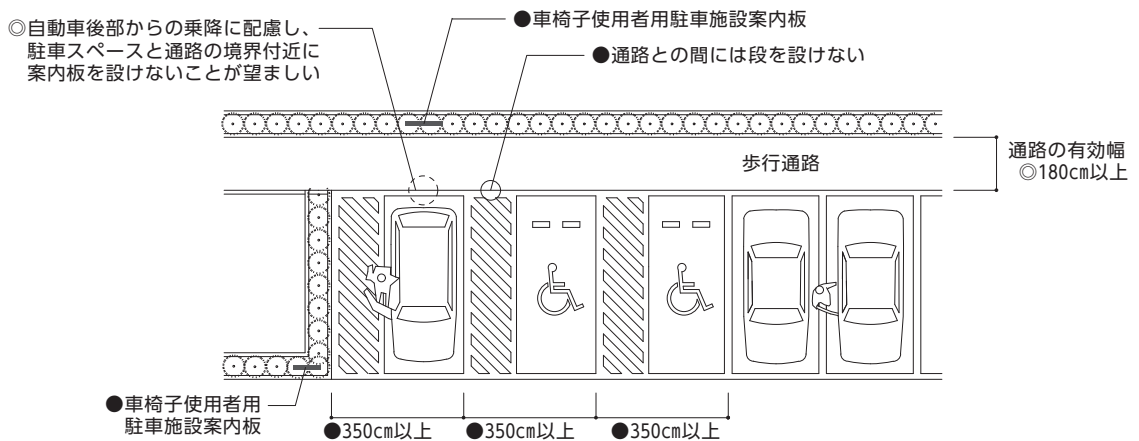


■車椅子使用者陽駐車施設に関する案内板（図説）








- ・車椅子使用者用駐車場に設ける誘導表示の記載例

【図9.2】駐車場の整備例



《 参 考 図 》

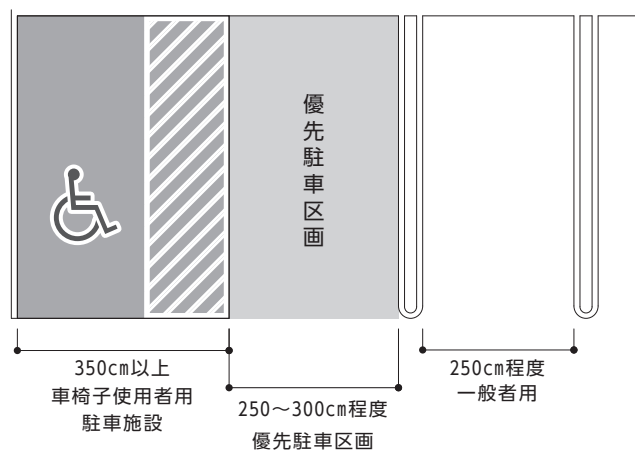
【図9.3】 駐車施設に設置する看板の記載例

	車椅子使用者駐車施設	優先駐車区画
マーク		 +    <必要に応じて>
説明文	この場所は、 <u>車椅子使用者など身体の不自由な方が利用する車両専用</u> です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障害のある方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先</u> です。

優先駐車区画

- 定義
車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 - ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 - ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 - ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



⑩ 便所（トイレ）

【基本的考え方】

便所を設ける場合には、高齢者、障害者等を含む全ての人が使いやすいものとする。

<便所における機能分散の考え方>

建築物編（共同住宅等以外）に準ずる。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

- (1) 便所を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。
 - ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。
 - イ 出入口に至る通路に段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、次に掲げる傾斜路を設けること。
 - ア) 幅は、90 センチメートル以上とすること。
 - (イ) 勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、高低差が16 センチメートル以下の場合は12 パーセント以下、傾斜路の高さが75 センチメートル以下の場合は8 パーセント以下とすることができる。
 - ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。
- (2) 便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用便房を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、次に掲げる構造とすること。
 - ア 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - エ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
 - オ 車椅子使用者用便房を設ける便所及び車椅子使用者用便房には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
- (3) 複数の便房を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に掲げる構造とすること。
 - ア 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。
 - イ 大便器の便房の戸には、腰掛式の便器である旨を表示すること。
- (4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上を次に掲げる構造とすること。
 - ア 手すり及び光感知式の自動洗浄装置を備えること。
 - イ 受け口の高さは、35 センチメートル以下とすること。
- (5) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準の解説

◆全体

	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 	
ウ 床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 便所内の床面は、ノンスリップのタイルなどとし、勾配は1%以下とする。 ● 排水目皿やグレーチングは細目のものを用い、水はけのよい構造とする。 	
エ 水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ● この項でいう水洗器具は、オストメイト（人工肛門や人工膀胱をつけた人）がパウチ（排泄物をためておく袋）やしびん等を洗浄しやすいよう配慮したものである。 	

◆車椅子使用者用便房

	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置（出入口近く）に設置する。 ● 「車椅子使用者用便房」が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房（簡易型車椅子使用者用便房）にすることができる。 ● トイレの表示は、だれでも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 	<p>→【図 10.1】参照</p> <p>→その他必要により、建築物編（共同住宅等以外）「⑧便所」参照</p>
ア 戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸を設ける場合、自動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸として、握り手の形状や重さ、レールの滑りなどに配慮したものとす。 ● 手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとする。 ● 引き手の高さは85～90cmとし、棒状のもの又はレバー式等の使いやすいものとする。 ● 出入口の手前には150cm×150cm以上の広さの水平面を設ける。 	
イ 設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ● ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼出しボタンはJIS S 0026の規格を準用する。 ● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。可動手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付と反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から20cm～25cm程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から25cm程度前方の位置に設置する。 	<p>→資-109参照</p> <p>→【図 10.6】参照</p>
ウ スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 内法200cm×200cm以上の大きさとする。（ライニング等（洗面器の配合にある配管収納等）は内法寸法に含めないことを原則とする。） 	

	→車椅子使用者の回転範囲内には障害物を置かない。	
--	--------------------------	--

◆一般便所(小便器)

	● 手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に配置する。	
--	----------------------------------	--

■望ましい整備

◆全体

有効幅	◎ 車椅子使用者が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の有効幅を90cm以上とする。	
水洗器具	◎ 汚物流しを設置する場合、ペーパー等で腹部を洗うことを考慮して、温水が出る多目的流しを設ける。 ◎ 面積や構造等の制約によって汚物流しを設けることができない場合は簡易型オストメイト設備を設ける。その場合、簡易型であることが分かる表示を便房の戸に設置する。	
表示	◎ 出入口に男女別表示を分かりやすく(20cm角以上で青・赤のピクトグラム等)表示する。 ◎ 便所の出入口や、車椅子使用者用便房の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。 ◎ 必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。	
警報装置	◎ 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備(フラッシュライト等)を備える。	
男女共用トイレ	◎ 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用及び性的マイノリティの利用に配慮し、男女が共用利用できる便房を設ける。 ◎ 男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。	
その他の注意事項	◎ 手洗器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。 ◎ ペーパーホルダーは2連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。 ◎ 小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。 ◎ 便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。	

◆車椅子使用者用便房

配置	◎ 便所内に車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。 ◎ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てに車椅子使用者用便房を設置する。 ◎ 男女共用の車椅子使用者用便房を設置した上で、簡易型車椅子使用者用便房を男女別に設置する。 ◎ 清掃や介助などのサービスが行き届くよう、有人施設と合築する。 ◎ 介助用ベッドを設ける。	
----	---	--

設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 便器に背もたれを設置する。 ◎ 非常用呼出しボタンは、管理所等でも確認できるようにし、ボタンを押すスタイルと、ひもを引くスタイルの両方を設置する。また、点字表示を行う。 	
------	---	--

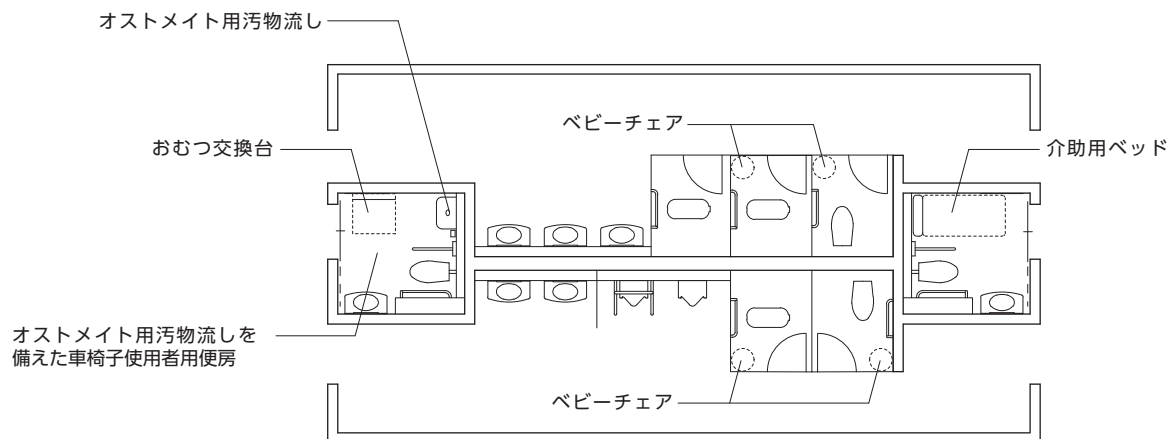
◆一般便所

戸	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般便所の戸は、開閉や施錠等について、だれもが使いやすいものとする。 ◎ 便所の戸は内開きとする。 ◎ 便所使用中の表示は見やすく、分かりやすい位置に設ける。又は、使用時以外は戸が開いているようにする。 ◎ 弱視（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便所の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく、文字で表示する。 	
設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 便器洗浄ボタンは、JIS S 0026 によるものをつけた便器と、光感知式のものをつけた便器の両方を設置する。 ◎ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を 1 以上設け、当該便所及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。 ◎ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を 1 以上設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行う。 ◎ 視覚障害者の利用に配慮し、便所内の配置、設備の使い方などをできるだけ統一する。 ◎ 子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討する。また、子ども等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器の設置を検討する。 	→資-109 参照

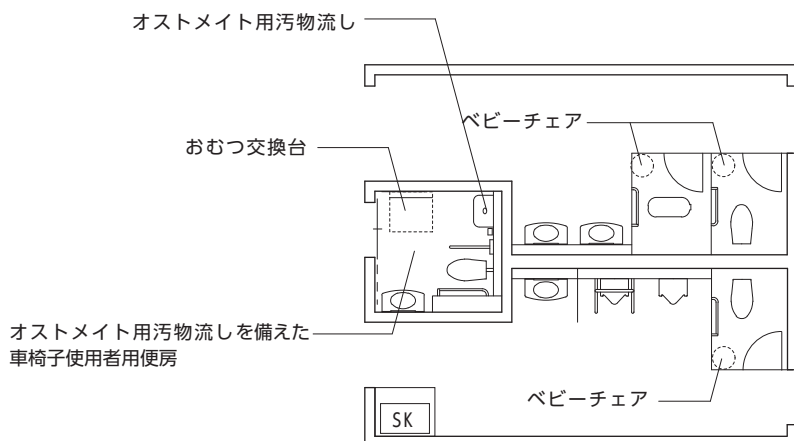
《 参 考 図 》

【図10.1】 便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房（オストメイト対応含む）を設けた例



■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



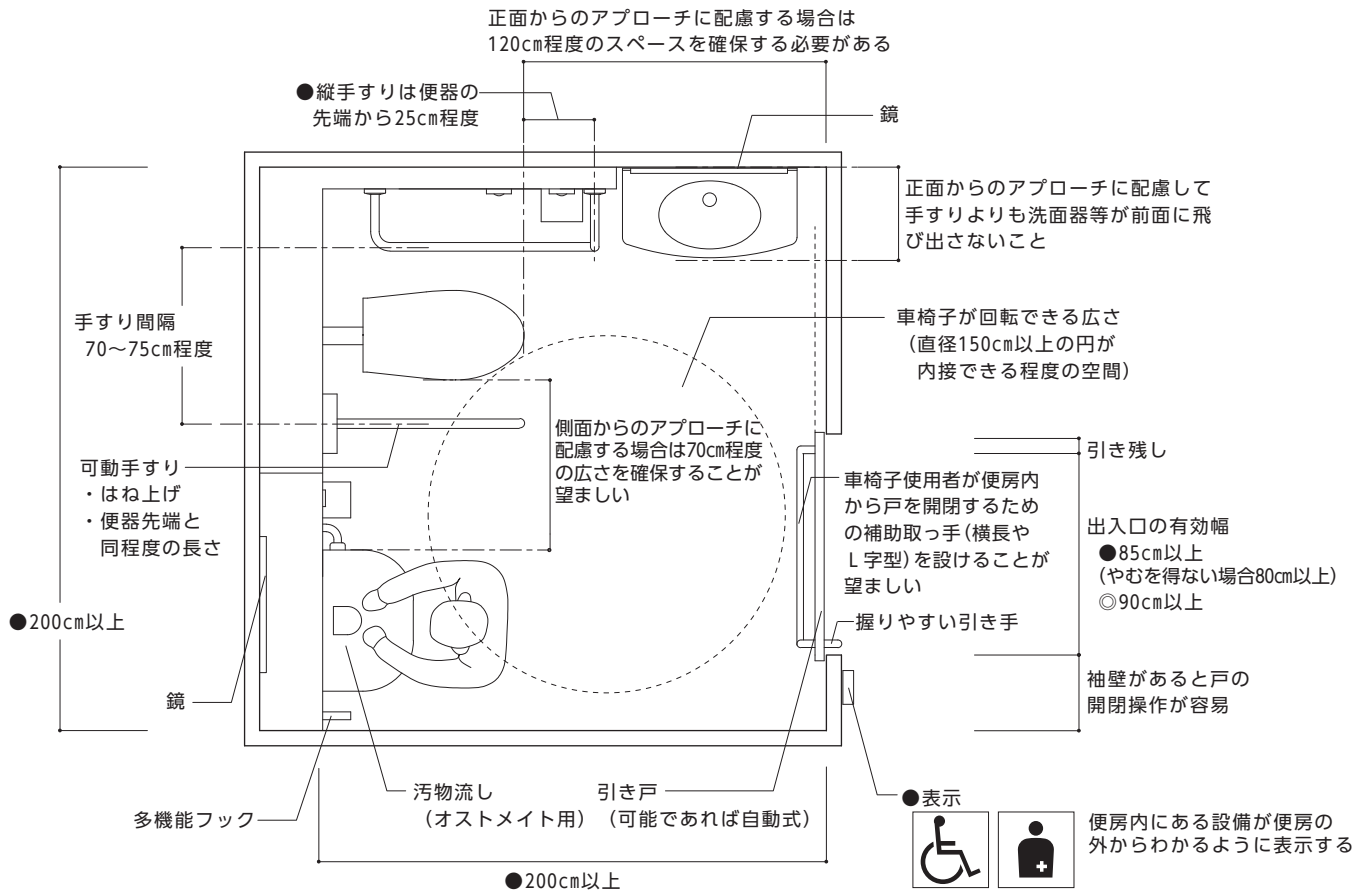
・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。

■便房設備の表示例 ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

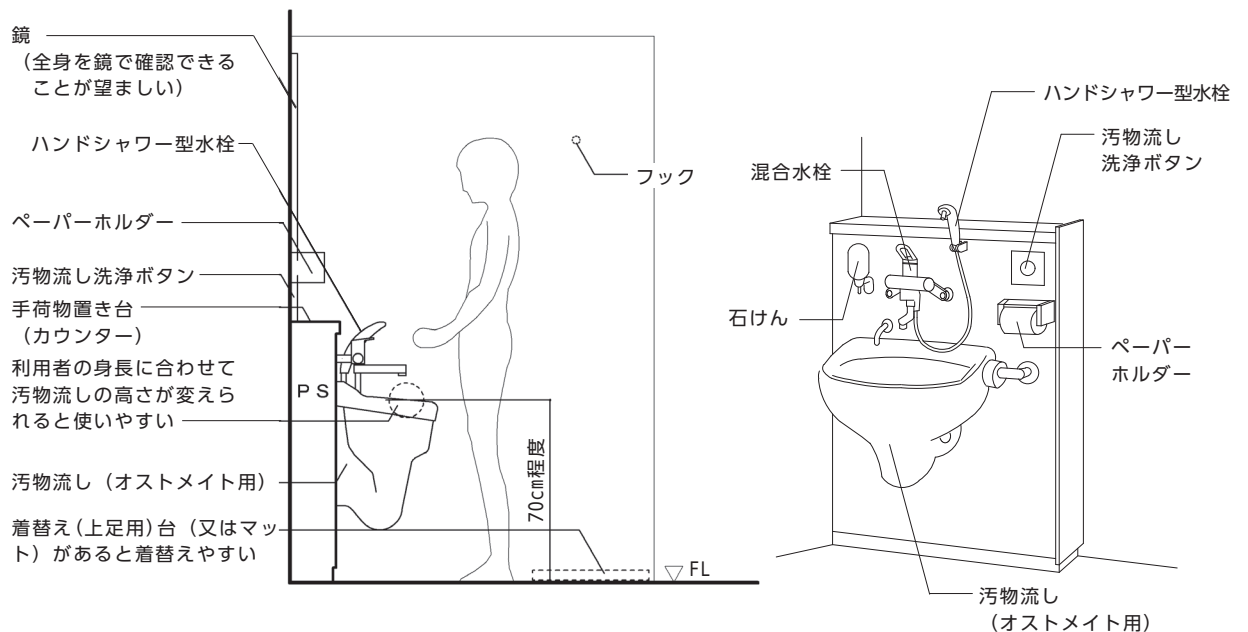


《 参 考 図 》

【図10.2】 車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

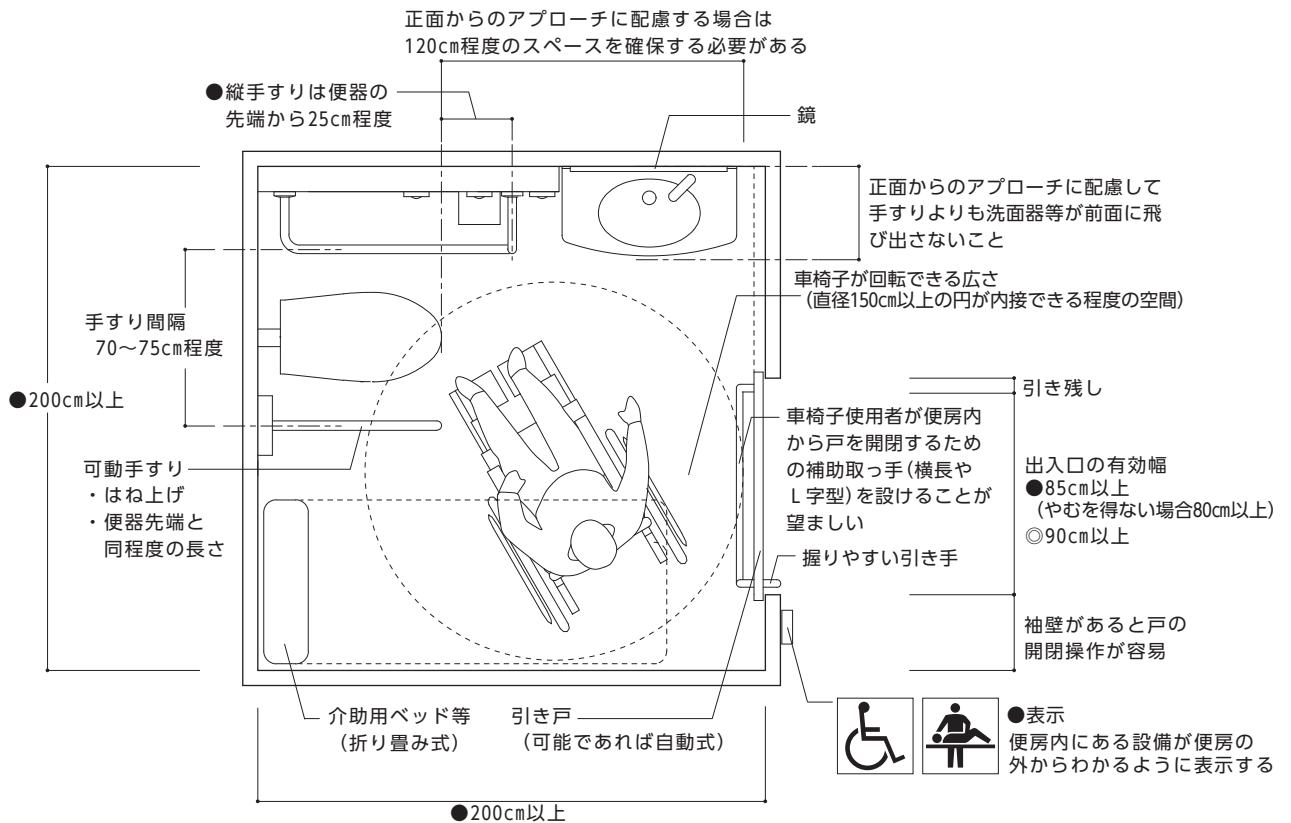


【図10.3】 オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 図 》

【図10.4】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



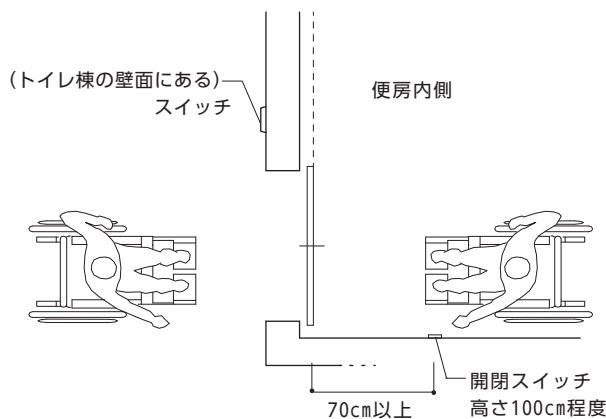
※地形の状況その他の特別な理由により、やむを得ず内法200cm以上×200cm以上を確保できない場合は、以下のスペースが確保できるよう留意すること。

- ・正面から入る場合：有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペース
- ・側面から入る場合：有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペース

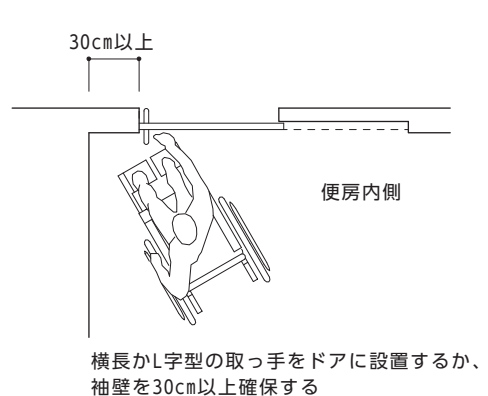
※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳みながら退室するよう注意喚起を行う。

【図10.5】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合

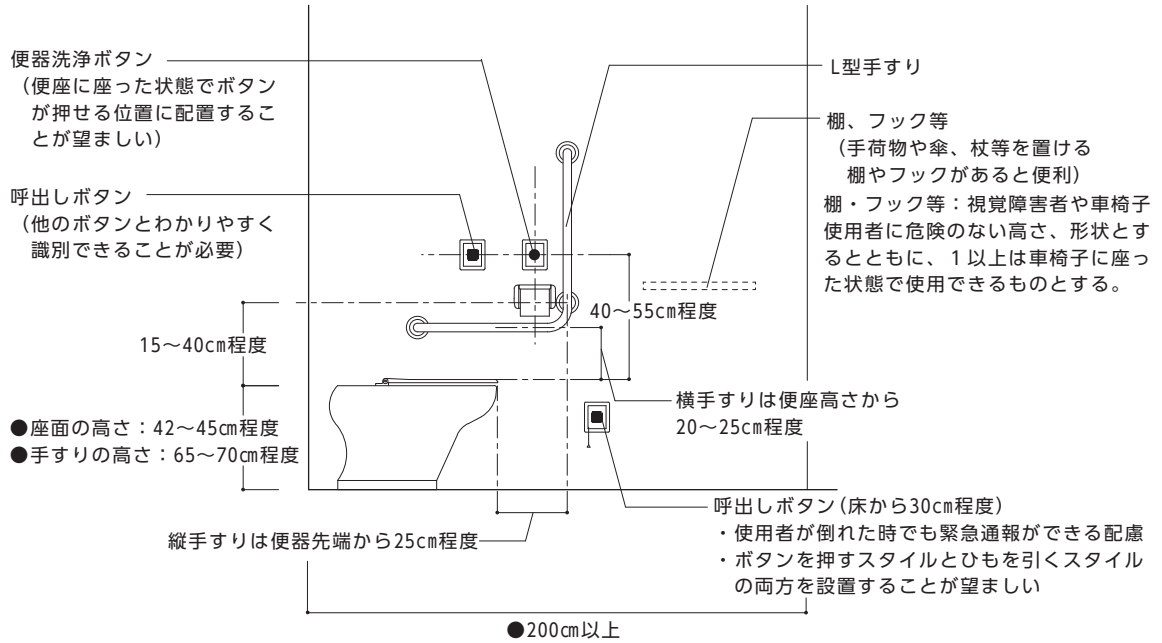


■手動ドア（引き戸）の場合



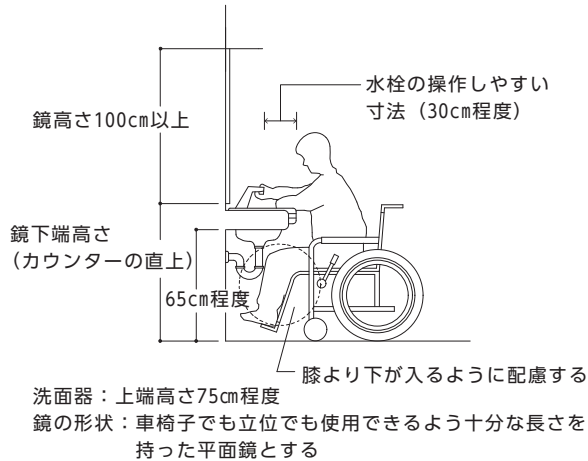
《 参 考 図 》

【図10.6】 ボタンの配置例



※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

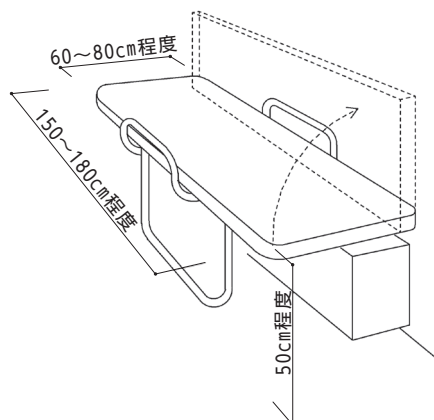
【図10.7】 車椅子使用者が
利用しやすい洗面台



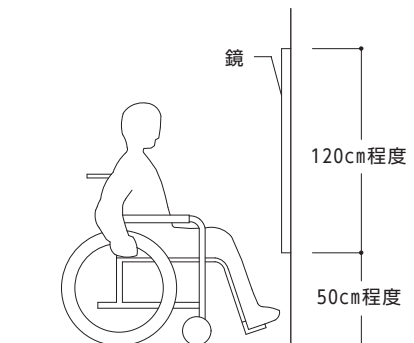
【写真10.1】 背もたれ



【図10.8】 折り畳み式介助用ベッドの例
(幼児~大人まで：折り畳み収納型)

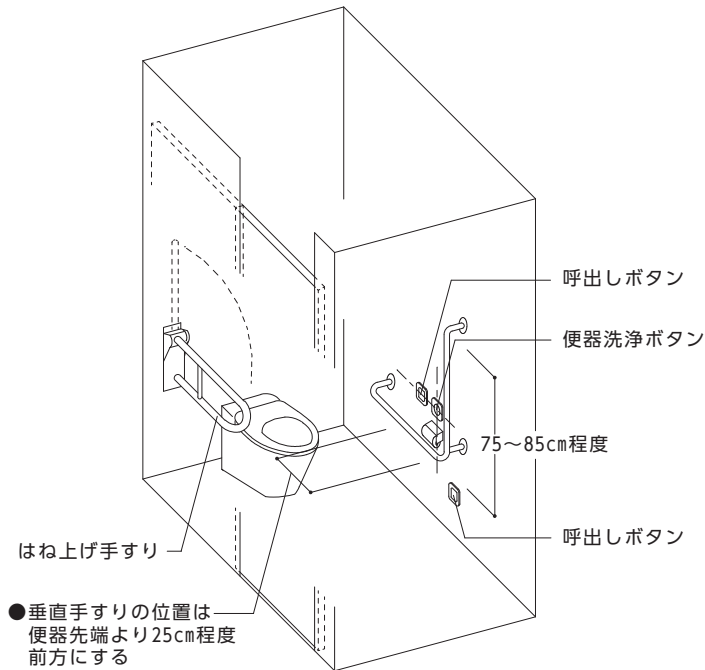


【図10.9】 便房内の身づくろい用鏡の高さの例



《 参 考 図 》

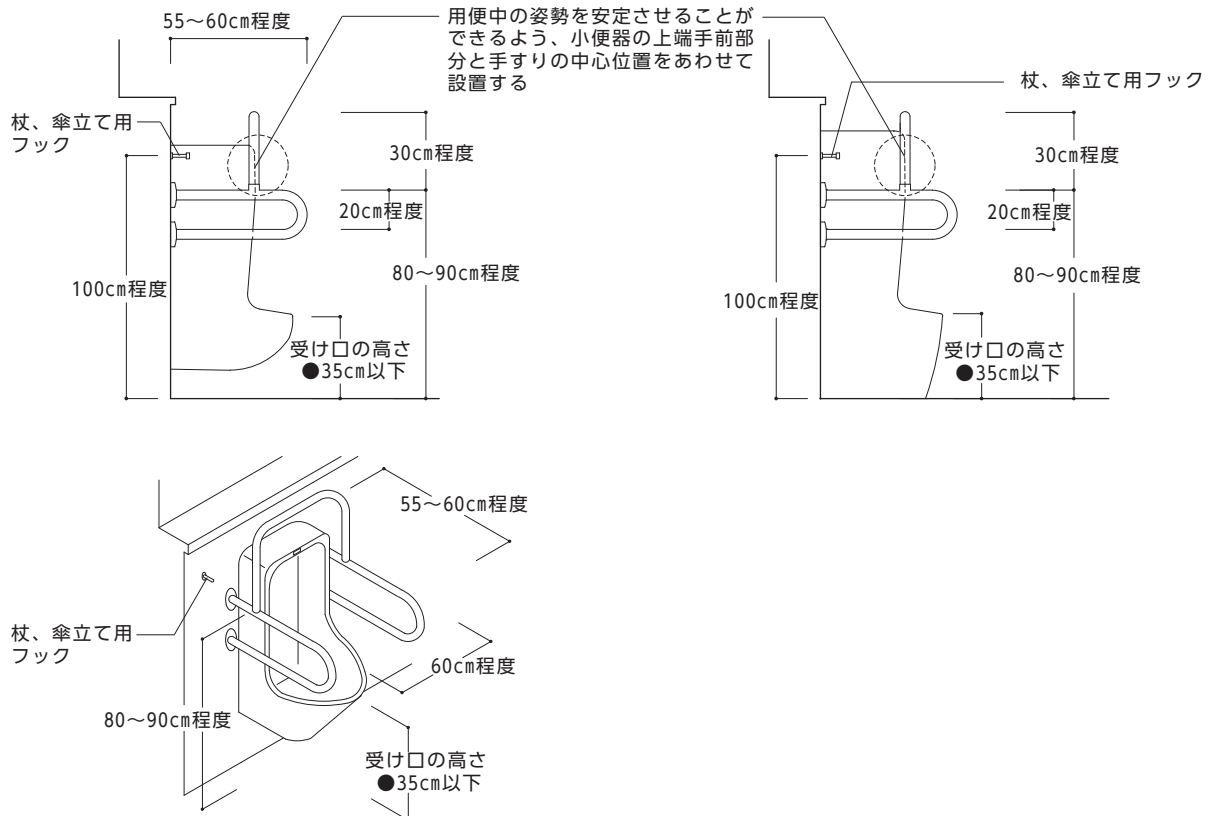
【図10.10】 大便器の手すりの例



【図10.11】 小便器の手すりの例

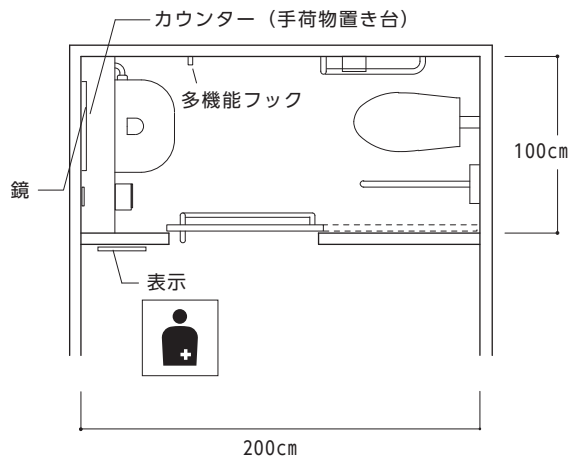
■ 壁掛式低受け口

■ 床置き式ストール

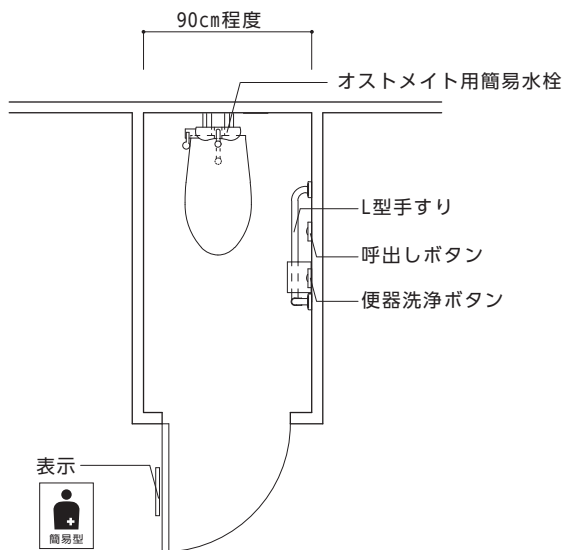


《 参 考 図 》

【図10.12】 オストメイト対応便房



【図10.13】 オストメイト用簡易水栓を設けた例



⑪水飲み・手洗場

【基本的考え方】

高齢者、障害者等を含む全ての人が利用できる構造の水飲み・手洗場を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

水飲み・手洗場の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲み口は、上向きとすること。
- (2) 飲み口までの高さは、70 センチメートルから 80 センチメートルまでとし、下部に高さ 65 センチメートル以上、奥行き 45 センチメートル以上のスペースを確保すること。
- (3) 車椅子が接近し、及び方向を転換することができるように、水飲み・手洗場を使用する側の方向に 150 センチメートル以上かつ幅 150 センチメートル以上の水平な部分を設けること。

■整備基準の解説

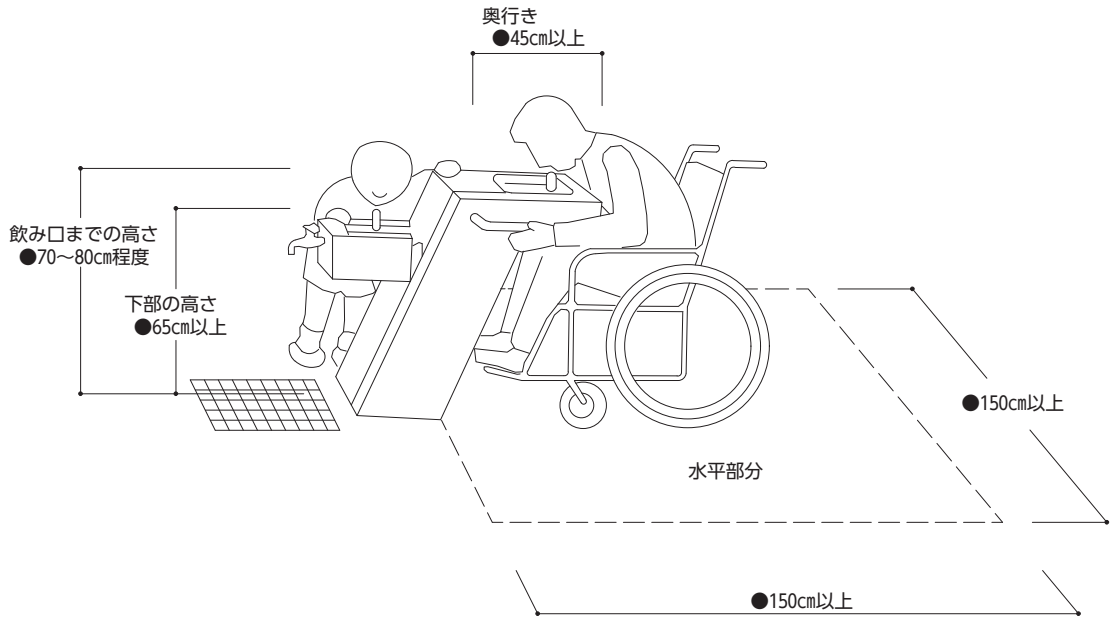
(1)飲み口	● 給水栓はレバー式、押しボタン式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付ける。 →車椅子使用者用スペースに台等の障害物を置かない。	
(3)水平部分	● 幼児用の踏み台等を設ける場合には、車椅子使用者の動線を考慮し支障とならない位置に設置する。 ● 段差がなく、平たんで固くしまっていて、濡れても滑りにくい仕上げとする。 ● 水はね防止の細目のグレーチングます蓋にするなど、滞水しないよう配慮する。	

■望ましい整備

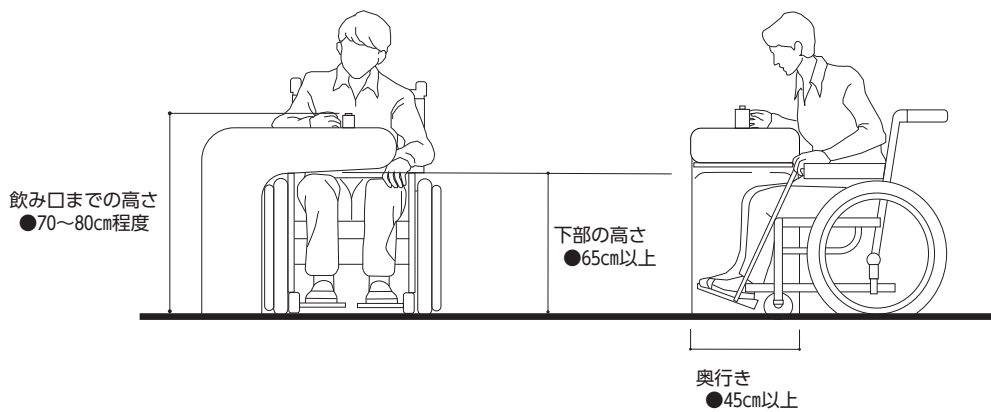
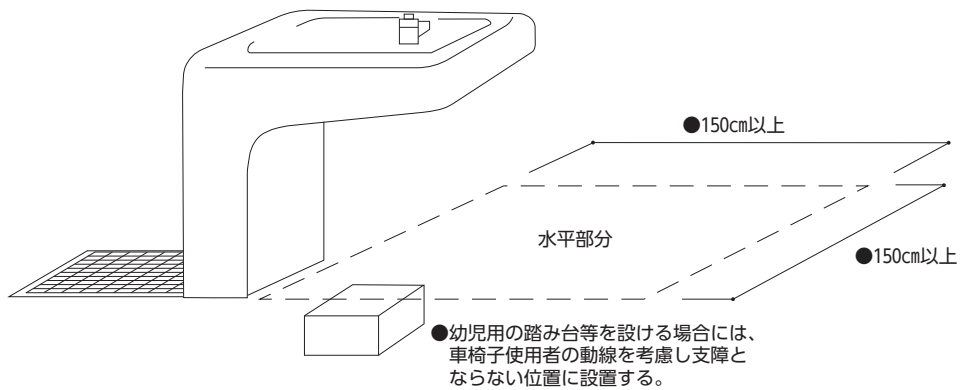
その他の 注意事項	◎ 水の出方を調節できる水栓器具、自動的に閉栓する水栓器具などを利用状況により選択する。	
--------------	--	--

《 参 考 図 》

【図11.1】水飲み器の例



※水飲み場までの経路は「公園編③園路」を参照



⑫案内・標示

【基本的考え方】

各種の案内や注意喚起等を行うために、全ての人が分かりやすい表示内容及び方法で、適切な位置及び形状の案内板等を設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置及び経路を表示した案内板、標識等を設ける場合は、そのうち1以上は次に掲げる構造とし、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる園路及び広場の出入口の付近に設けること。

- (1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。
- (2) 標記の内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子使用者にも見やすい高さに設けること。
- (3) 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。
- (4) 案内板等は、通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上 250 センチメートル以上になるよう設けること。
- (5) 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。

■整備基準の解説

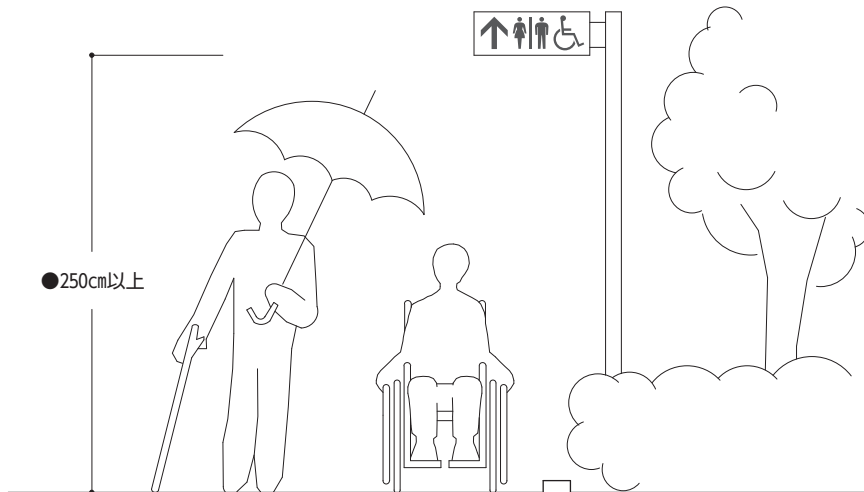
(1)位置	<ul style="list-style-type: none">● 出入口、駐車場、主要施設周辺等には案内板を、主要園路の分岐点等には標識等を設置する。 → 現在の位置関係（方向）と案内図の向きが一致するよう設置位置及び案内図の向きに注意する。● 高齢者、障害者等が近づきやすいよう、園路や広場から 60cm 以上離さないようにする。● 床面は平たんで固くしまっていて、濡れても滑りにくい舗装とする。	→【図 12.2】参照
(2)高さ	<ul style="list-style-type: none">● 地面から板面の中央まで 135cm を標準とする。	
(5)標示	<ul style="list-style-type: none">● 車椅子使用者が利用可能な施設に、国際シンボルマークにより、その旨を表示する。● 必要に応じて、外国語表記を併用する。● 絵文字（ピクトグラム）は、JIS Z 8210 に適合する。また、JIS 規格にない場合は、高齢者、障害者等が分かりやすい絵文字を用いる。	

■望ましい整備

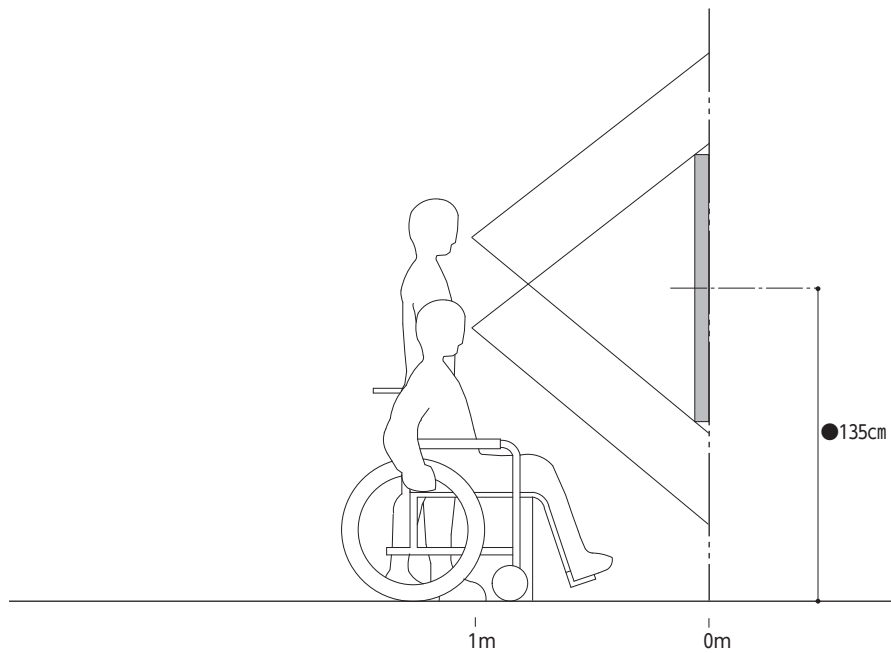
表示位置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全ての案内・標示を基準に適合させる。 ◎ 主要な出入口や利用者が集まる場所、園路の分岐点、駐車場付近等に、通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置する。 ◎ 車椅子使用者が利用後に容易に方向転換できるよう150cm×150cmの広さの水平面を歩行者の動線から外して設ける。 ◎ 案内板に点字表示を設ける。この場合、板面中央までの高さは90～120cm程度とする。 → 視覚障害者誘導用ブロックで誘導する。 ◎ 立て置き型の標識は視覚障害者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。 ◎ 案内板の下部にスペースがある場合、視覚障害者の利用にも配慮し、白杖が当たる地面から20cm程度の位置に板状の帯等を設ける。 	→資-111～113 参照
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記する。 ◎ 色は、識別が困難な方へ配慮し、文字・絵文字(ピクトグラム)とあわせ、色だけに頼らないサインとする。 ◎ 高齢者、障害者等が利用しやすい経路や施設を分かりやすく表示する。 ◎ 公園全体が表示されている案内板には園路・傾斜路の勾配等を表示し、利用者が選択できるように配慮する。 ◎ 傾斜路、エレベーターの位置が分かりにくい場合には、階段近くに誘導サインを設ける。 ◎ 表示板の情報は、全体的なものとな部分的なものを併せて表示する。 ◎ 公共交通機関による来園者が多い公園では、案内板に最寄り駅やバス停までの経路等を表示する。 ◎ 駅の周辺案内で公園への円滑な移動経路、公園内の円滑な移動経路を情報提供する。 ◎ 年齢や能力等に応じて施設を選択することができる場合には、施設の情報を正確に伝えることができるよう説明板等を設置する。 	→資-111～113 参照
構造	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 照明器具を内蔵したものが望ましい。 ◎ 夜間利用施設がある場合には、表示が読みやすいよう、50Lux以上の照度を確保する。 ◎ 緊急避難場所に指定されている公園では、放送設備と共に放送内容を視覚的に表示する掲示板などの設備を設ける。 	→資-111～113 参照
点字・音声	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 施設の利用方法や催しもの等の情報提供にあたっては、音声案内、パンフレットなどに配慮する。 ◎ 説明サインは必要に応じて、点字表示、触知案内図、音声案内等を設ける。 ◎ 点字表示は、JIS T 0921による。 ◎ 公園案内板に点字を設ける場合には、近くの階段の手すりや誘導ブロックで公園案内板へ誘導する。 ◎ 施設名や出入口の名称を点字と文字(墨字)上下2段で併記する。 ◎ 点字は、表示面に触れたときに分かりやすい位置に設置する。 ◎ 有料施設等の出札窓口付近に、入場のための音声案内設備を設ける。 	→資-96・97 参照

《 参 考 図 》

【図12.1】案内板等が通路に突出する場合の例



【図12.2】案内板等の高さ



⑬ベンチ

【基本的考え方】

高齢者や障害者等を含む全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切にベンチを設置する。

■整備基準（規則で定めた基準）

ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設けること。

■整備基準の解説

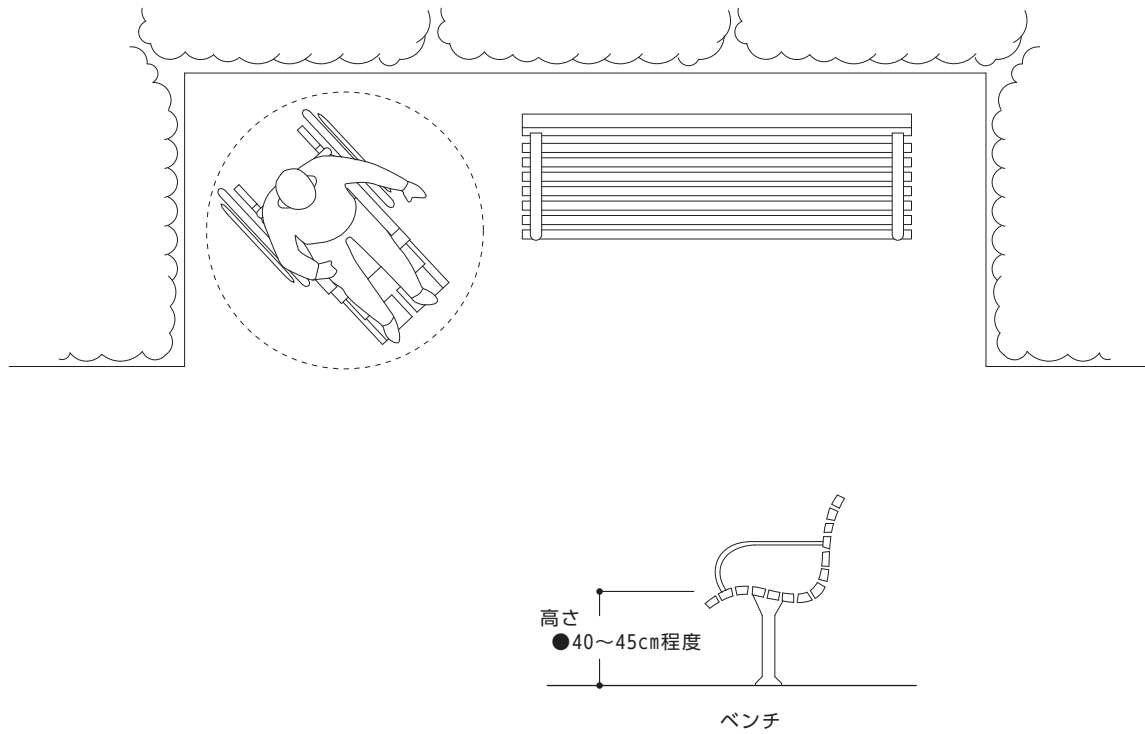
構造	<ul style="list-style-type: none">● 腰掛け板の標準の高さは40cm～45cmとする。● ベンチの下及び前面はぬかるみ等が生じないよう舗装等を行う。● 車椅子使用者と一緒に集えるよう、ベンチの隣に150cm×150cm以上の水平部分を設ける。	
----	--	--

■望ましい整備

構造	<ul style="list-style-type: none">◎ 両端には、手すり兼用となるような大きめの肘掛けを設ける。◎ 背もたれや手すり等を設ける。◎ 利用者が選択できるように、高さや形状等、複数の種類のものを設置する。	
設置位置	<ul style="list-style-type: none">◎ 平坦な場所に、通行の障害とならないように動線から60cm以上離して設置する。◎ 様々な景観を楽しんだり、随時休めるよう、50cm～100m程度以下の間隔で設置する。	

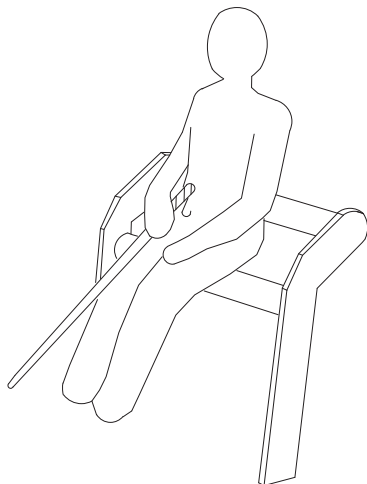
《 参 考 図 》

【図13.1】 ベンチの例



出典：町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル（道路・公園・公共交通施設・路外駐車場）

【図13.2】 レストバー式（腰掛け板の高さをより高くしたベンチ）の例



⑭ 野外卓

【基本的考え方】

高齢者や障害者等を含む全ての人が無理なく公園を利用できるよう、適切に野外卓を設置する。

■ 整備基準（規則で定めた基準）

野外卓の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車椅子使用者が使用することができるように 150 センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- (2) 卓の下部に、高さ 65 センチメートル以上、奥行き 45 センチメートル以上のスペースを設けること。

■ 整備基準の解説

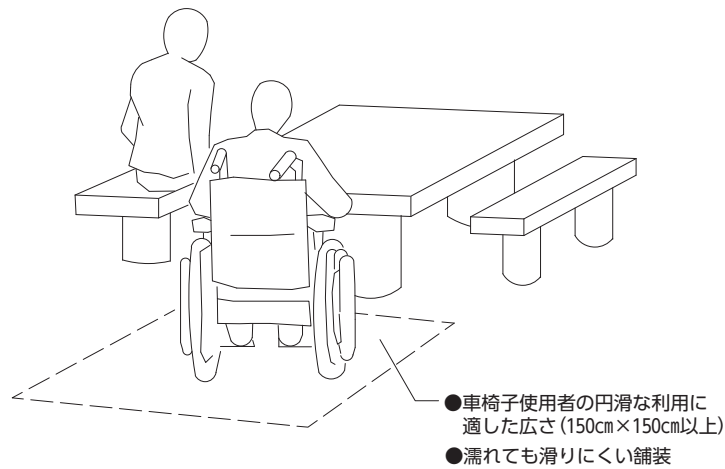
構造	<ul style="list-style-type: none">● 卓の下部には、足つなぎの水平棒は設けない。● 各部材の角は面取りをする。特に卓の下部においては、膝や股が当たったときにけがのないように配慮する。	
----	---	--

■ 望ましい整備

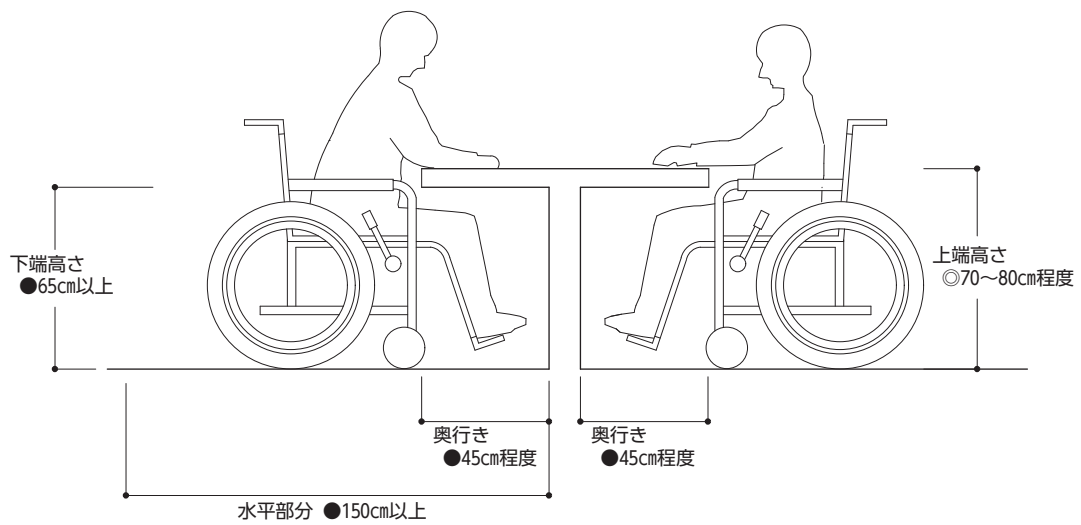
構造	<ul style="list-style-type: none">◎ 車椅子使用者が利用できる野外卓を設置する場合、隣接する野外卓との間隔は 220cm 以上とする。◎ 車椅子使用者が利用できる野外卓には、その旨の表示をする。◎ 高さは 70cm～80cm にする。◎ 様々な景観等が楽しめる場所に 50～100m 程度以下の間隔で設置する。◎ 利用者が選択できるように、複数の種類のものを設置する。	
----	---	--

《 参 考 図 》

【図14.1】 野外卓の例



出典：ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり



⑮排水溝（ます）

【基本的考え方】

排水溝（ます）を設置する場合には、その形状や設置位置に関して、高齢者や障害者等の通行等に支障のないものとする。

■整備基準（規則で定めた基準）

園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝並びに集水ますには、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。

■整備基準の解説

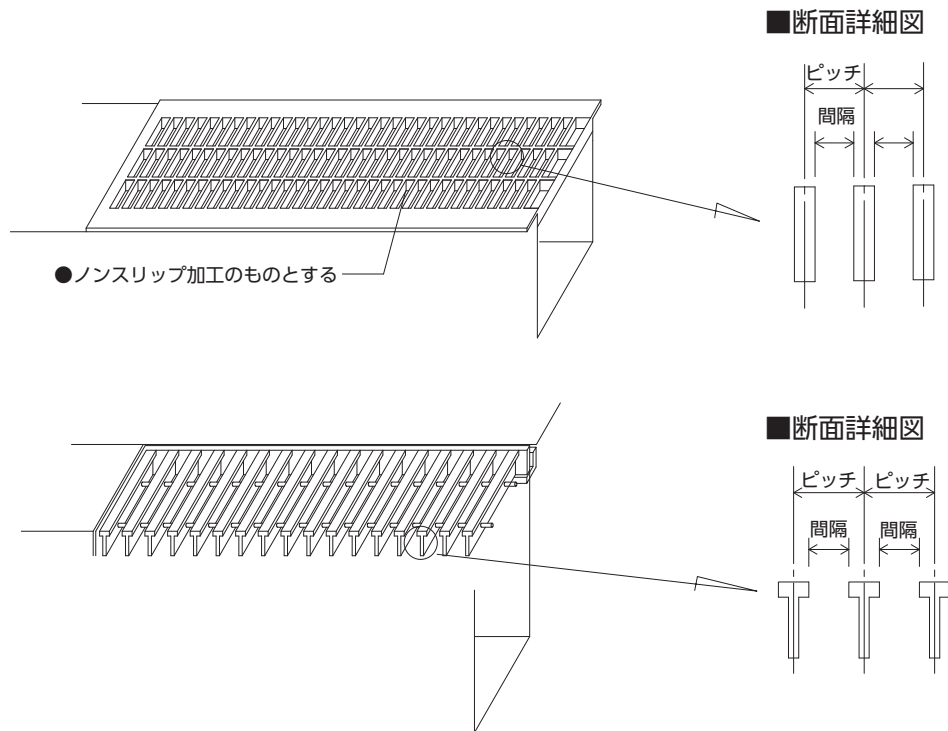
蓋の構造	<ul style="list-style-type: none">● 排水溝の上蓋等は、車椅子やベビーカー等の車輪、杖や靴のかかと等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。● 杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋の例<ol style="list-style-type: none">① 格子型（細目）<ul style="list-style-type: none">ア ピッチ 12.5mm 又は 15mm×100 mmイ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないように配慮する。② 格子型（一般）<ul style="list-style-type: none">ア すき間の最大寸法が短辺方向 9mm 以下イ ピッチが短辺方向 20mm 以下で長辺方向が 50mm 以下ウ ます蓋は原則としてすき間の長辺方向は、動線方向と一致させないように配慮する。③ 丸穴あき型で直径の最大寸法が 20mm 以下● 表面仕上げは、ノンスリップ加工をしたものとする。● 皿型側溝のような上面が平たんでない排水溝は歩行動線から離して設置する。	
------	--	--

■望ましい整備

構造	◎排水溝（ます）は歩行動線から離して設置する。	
----	-------------------------	--

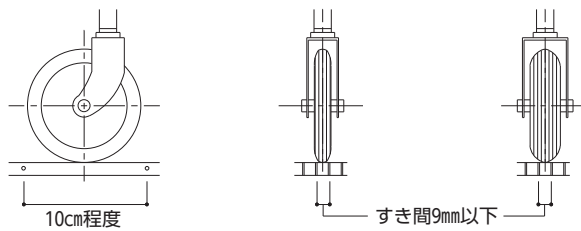
《 参 考 図 》

【図15.1】 蓋の構造－ピッチと隙間

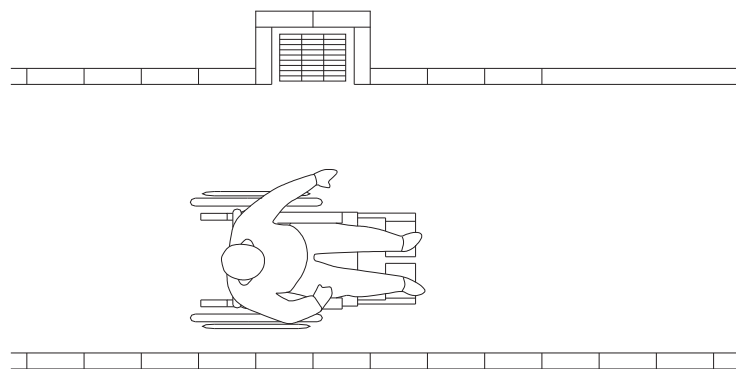


【図15.2】 車椅子の前輪が落下しない配慮

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子



【図15.3】 園路の動線から外して設置する例



⑩広場

【基本的考え方】

広場は中心的な公園施設であり、多様なレクリエーションが可能な場所であるため、高齢者、障害者等全ての人と一緒に楽しめるような施設整備を行う。

■望ましい整備

出入口	<ul style="list-style-type: none">◎ 「①出入口」に準じた整備を行う。◎ 出入口の手前に150cm×150cm以上の水平面を設ける。◎ 道路に直接つながる場合には、道路への飛び出しや二輪車等の進入を防ぐため、車止め柵等を適切に設置するほか、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	
舗装	<ul style="list-style-type: none">◎ 凹凸がなく固くしまっていて、滑りにくい仕上げとする。◎ 転んだ場合にも衝撃が少なく怪我をしない材質にする。◎ 土舗装に遊具などを配置する場合は、施設間にゆとりを持って配置することで、通行による凹凸がでにくくする。	
施設	<ul style="list-style-type: none">◎ 広場の周囲には、便所、水飲み場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。◎ 自転車等が進入しないように駐輪場所を明確にする。◎ 夜間に十分な照明を確保できるように配慮する。◎ 保護者等の目が行き届くよう、広場全体を見渡せる場所を設ける。◎ 周囲の樹木は、防犯のため、高木と低木で構成して見通しよくする。◎ 必要に応じて、利用上の注意事項等を、案内板や放送等で知らせる。◎ 広場の一部が園路を兼ねる場合には、「②園路」の整備基準を準用する。	

⑰修景施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等全ての人が景色を楽しんだり、花や水辺等に触れることができるような施設整備を行う。

■望ましい整備

設備	<ul style="list-style-type: none">◎ 車椅子使用者に対応した花壇や作業台等を設ける場合は、70cm~80cmの高さで下部に凹みのある形態とする。◎ 主要な観賞地点には、便所、水飲み、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。	
表示	<ul style="list-style-type: none">◎ 樹名板、説明板などは、表示内容が分かりやすいよう、文字の大きさや色調等を工夫するほか、平仮名や多言語で表記する。	

⑱遊戯施設

【基本的考え方】

多様な年齢層の人が能力の差異に応じて楽しめるような施設整備を行う。

■望ましい整備

出入口	◎ 出入口等については「⑱広場」の整備基準に準じた整備を行う。
遊具	◎ 遊具の周辺には、車椅子使用者が遊具に近づいたり乗り移ったりしやすいよう150cm×150cm以上の広さを確保する。 ◎ 車椅子に乗ったままでも使用できる遊具を設置する。 ◎ 音が出る遊具など、聴覚でも楽しめる遊具を設置する。 ◎ 遊具から飛び降りて着地する部分の地表は、衝撃の小さい材質で舗装する。また、万一の落下を想定し、登はん系遊具や揺動系遊具等の地面についても同様とする。 ◎ 砂場は、車椅子使用者も遊べるよう、テーブル状のものなどを設ける。 ◎ 徒渉池は、車椅子使用者も入れるよう、深さ30cm以下とし、岸边等にスロープや手すりを設ける。
表示	◎ 子どものスケールに合ったベンチや野外卓、パーゴラ等を設ける。 ◎ 遊具広場の近くでは、便所、水飲み、手洗い場、ベンチ、日除けや雨除けとなる休憩舎を設けたり、日陰になる樹木を植栽する。
その他の 注意事項	◎ 遊具ごとに利用方法を説明した解説板を設置する。 ◎ 表示は児童等に認識できる文字や絵文字(ピクトグラム)を使用する。 ◎ 危険箇所については、転落防止柵や立ち上がりなどを設ける。 ◎ 遊具広場の近傍の便所には、ベビーベッド、子どもも使える便器や洗面器を設置する。

⑱運動施設

【基本的考え方】

高齢者、障害者等も無理なくスポーツを楽しんだり、健康増進ができるような施設整備を行う。また、競技施設だけでなく、更衣等の準備、休憩、観戦等のための施設についても配慮する。

■望ましい整備

出入口・通路	<ul style="list-style-type: none">◎ 「①出入口」、「②園路」の整備基準に準じた整備を行う。◎ 運動施設までのアクセス経路だけでなく、車椅子使用者等が競技や観戦ができるよう、施設内の通路、クラブハウス、便所、休憩所等への経路を主要な園路に接続する。	
戸	<ul style="list-style-type: none">◎ 戸を設ける場合は、有効幅 90cm 以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。	
グラウンド・コート	<ul style="list-style-type: none">◎ 審判台やベンチ周りについては、車椅子使用者の通行が可能となるよう、ゆとりある広さを確保する。	
更衣室等	<ul style="list-style-type: none">◎ 更衣室、休憩室、練習場所には車椅子使用者等に配慮した 150cm×150cm 以上の広さの水平面を設ける。◎ 休憩所は、日除け、雨除けとなる屋根のあるものを設ける。	→建築物編「⑳更衣室・脱衣室」参照
観覧席	<ul style="list-style-type: none">◎ 観覧席を設ける場合には「⑦野外劇場・野外音楽堂」に準じた整備を行う。	